

平成28年第3回(9月)大郷町議会定例会会議録第4号

平成28年9月8日(木)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	石川壽和君
5番	若生寛君	6番	赤間滋君
7番	和賀直義君	8番	高橋重信君
9番	石垣正博君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	赤間正幸君	副町長	吉田喜久夫君
教育長	大友正隆君	総務課長	小畑正勝君
企画財政課長	千葉伸吾君	まちづくり推進課長	遠藤龍太郎君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	鎌田光一君
保健福祉課長	残間俊典君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	熊谷智子君
教育課長	浅野辰夫君	公民館長	遠藤努君
代表監査委員	石川和男君		

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 佐藤聖大

議事日程第4号

平成28年9月8日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2	議案第 4 4 号	大郷町児童館設置条例の制定について
日程第 3	議案第 4 5 号	大郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第 4	議案第 4 6 号	大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 4 7 号	暴力団の利益となる公共施設の使用の制限に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 4 8 号	黒川地域行政事務組合規約の変更について
日程第 7	議案第 4 9 号	吉田川流域溜池大和町外 2 市 4 ケ町村組合規約の変更について
日程第 8	議案第 5 0 号	宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 9	議案第 5 1 号	宮城県市町村自治振興センター規約の変更について
日程第 1 0	議案第 5 2 号	宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について
日程第 1 1	議案第 5 3 号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
日程第 1 2	議案第 5 4 号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
日程第 1 3	議案第 5 5 号	仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について
日程第 1 4	議案第 5 6 号	平成 2 8 年度大郷町一般会計補正予算(第 3 号)
日程第 1 5	議案第 5 7 号	平成 2 8 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 1 6	議案第 5 8 号	平成 2 8 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 1 7	議案第 5 9 号	平成 2 8 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 1 8	議案第 6 0 号	平成 2 8 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 1 9	議案第 6 1 号	平成 2 8 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 2 0	議案第 6 2 号	平成 2 8 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 2 1	議案第 6 3 号	平成 2 8 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 2	認定第 1 号	平成 2 7 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	認定第 2 号	平成 2 7 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 4	認定第 3 号	平成 2 7 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 5	認定第 4 号	平成 2 7 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 6	認定第 5 号	平成 2 7 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 7	認定第 6 号	平成 2 7 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 8	認定第 7 号	平成 2 7 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 9	認定第 8 号	平成 2 7 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 0	認定第 9 号	平成 2 7 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 3 1	報告第 4 号	健全化判断比率について
日程第 3 2	報告第 5 号	資金不足比率について

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 4 4 号	大郷町児童館設置条例の制定について
日程第 3	議案第 4 5 号	大郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第 4	議案第 4 6 号	大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 4 7 号	暴力団の利益となる公共施設の使用の制限に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 4 8 号	黒川地域行政事務組合規約の変更について
日程第 7	議案第 4 9 号	吉田川流域溜池大和町外 2 市 4 ケ町村組合規約の変更について

日程第 8	議案第 5 0 号	宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 9	議案第 5 1 号	宮城県市町村自治振興センター規約の変更について
日程第 1 0	議案第 5 2 号	宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について
日程第 1 1	議案第 5 3 号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
日程第 1 2	議案第 5 4 号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
日程第 1 3	議案第 5 5 号	仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について
日程第 1 4	議案第 5 6 号	平成 2 8 年度大郷町一般会計補正予算(第 3 号)
日程第 1 5	議案第 5 7 号	平成 2 8 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 1 6	議案第 5 8 号	平成 2 8 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 1 7	議案第 5 9 号	平成 2 8 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 1 8	議案第 6 0 号	平成 2 8 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 1 9	議案第 6 1 号	平成 2 8 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 2 0	議案第 6 2 号	平成 2 8 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 2 1	議案第 6 3 号	平成 2 8 年度大郷町水道事業会計補正予算(第 2 号)
日程第 2 2	認定第 1 号	平成 2 7 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	認定第 2 号	平成 2 7 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 4	認定第 3 号	平成 2 7 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 5	認定第 4 号	平成 2 7 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26	認定第5号	平成27年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第27	認定第6号	平成27年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第7号	平成27年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第29	認定第8号	平成27年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第30	認定第9号	平成27年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第31	報告第4号	健全化判断比率について
日程第32	報告第5号	資金不足比率について

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、12番千葉勇治議員及び13番吉田茂美議員を指名いたします。

日程第2 議案第44号 大郷町児童館設置条例の制定について

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第44号 大郷町児童館設置条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。大友三男議員。

2番（大友三男君） 以前の議会の中でも私質問したことがあったんですけども、放課後児童クラブとか放課後児童館、44号議案、45号議案両方に関係することなんですけれども、その放課後児童館、大郷児童クラブ設置には私は反対してはいません。ただ、以前にも教育課のほうにお伺いしましたけれども、保健福祉課ですかね、保健福祉課との絡み、両方なんですけれども、要するに、ある自治体では放課後児童館をつくるに当たって、敷地がない、敷地を求めようとしたら遠いとか、そういう理由もあったんですけども、その子供たちが通っている学校そのものを放

課後児童館、放課後の児童クラブとして利用している自治体もあるようなので、本町でも大きな予算を費やす前に、そういうようなことも考えながらやれないですかという質問を前はいたしました。それに対して、今ここに、住所は旧といいますかね、旧大谷幼稚園の跡に放課後児童館がありました。今新設工事をやっているようではございますけれども、そこじゃなくて、その大きな費用を費やすよりも学校を使っていたらいいと思います。それに対しての明確な理由を、以前にも述べられたと思いますけれども、この場で明確な理由を丁寧にお答えいただければと思います。よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） 答弁願ひします。教育長。

教育長（大友正隆君） お答えいたします。

文部科学省並びに厚生労働省で進めている今議員おっしゃいました児童館の構想につきましては、学校利用ということを確認に言っております。ただし、空き教室があればということでございます。現在、大郷小学校近辺あるいは本体の大郷小学校に空き教室がございません。来年度は1年生が3クラスということになりまして、教室が1教室不足するくらいのものでございまして、特別室を結局教室に転用するというような状況でございますので、どうしても児童館の建設をお願いするというようなこととなります。以上でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 本来、放課後児童クラブなので、学校の授業ないし学校の行事が終わって子供たちが下校した後のことになると思うんですけども、現在そのものは、現在空き教室がないというお答えなんですけれども、学校の授業ないし行事が終わった後なので教室はあくと思われるのですが、その件に関してどのようにお考えなのか、もう一度願ひします。

議長（石川良彦君） 答弁願ひします。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

放課後児童クラブ、確かに学校の授業終了後になります。今回、1年生から6年生まで、それぞれ入所・利用を可能とするわけでございます。それで、学年ごとに教室の利用時間も違ふと、授業の終了時間も違ふと。そういう中であって学校として、次の日の授業の準備等もありまして、なかなか空き教室として、夜7時までの延長利用になりますので、その間の利用が難しいんじゃないかなということでも考えてございます。それで、専用の児童クラブ室、今回3室設けまして児童館と併用してやるわ

けですけれども、土曜日とか長期休業日は朝7時から夜7時までの利用が可能となります。そういうこともありまして、専用の児童館、その中にあって児童クラブを設置したいということでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 今回、前年までといたしますかね、前は1年生から4年生までで人員が60名を対象にしていますよと、今回その新しく児童館を建てかえといたしますか建て直すのには、1年生から6年生までを対象にして100名体制というようなことでやるんですよというようなことがあったと思うんですけれども、その中で100名ぐらいといたしますと、実際問題として教室そのものとしたしましては2クラスか3クラス分ぐらいですよ、実際児童館も3クラス分ぐらいというか3室というようなことで今、御答弁あったんですけれども。やはりそうなりますと、別に1年生から6年生まで各2クラスずつが実際問題としてあるわけですから、決して使えないという状況ではないと思います。

さらに、担当課が違うという以前御説明もあってできないんですよというようなこともあったんですけれども、去年の3月ぐらいに町政懇談会の中でも町長が言ったことがあったんですけれども、各課を超えて前向きにいろんな意味で政策を考えていきますよというようなことで、町長のほうも内容的なそういうふるさと創生の形でお話ししたというのを私、記憶あるんですけれども、やはりそういう面でもっと、何というんですかね、やっぱりそういうような部分で、やはり時間が、確かに夜7時まで学校を使うというのは大変なのかもしれませんが、やはりそういうことというものはもうちょっと考えることができなかったんでしょうかってお聞きしたいんですけれども、ちょっとわかりますか、私の聞きたいことが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（大友正隆君） いや、御質問の意味よくわかります。私もそういったことについては以前ちょっと疑問を持ったことがございます。といいますのは、高等学校や中学校では放課後は部活で対応してしまして、預かり保育のかわりに部活をやっているような形で、放課後の生徒たちの安全を図りながら健全育成も部活で図っていると。文部科学省は、その部活に対しまして今度は3割増しの手当を出すというようなことをことしの8月に公表いたしました。その中学校、高等学校における部活の効用ということとはございますけれども、小学校においては対外試合の禁止と

というようなことがまずありますので、部活そのものについての要するに預かりにかわるようなものという措置はとれないと。それから、児童館そのものというものは、そもそも学校外に設置するというふうにこれまで仙台市の例なんかも先進地の例でもなっていますので、児童館・プラス・預かり、郷小舎というような形のものであれば、そこに併設していただくのが一番いいというような状況でございます。

なお、先生方の超過勤務をなしに十分な時間を確保して授業の準備に当たるといことが、とりもなおさず子供たちの学習にいい影響を与えますので、何とぞこのような方針に、趣旨に御賛同いただいて、ぜひお認めをいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の児童館の建設については着々と進められているということで、来年4月からの開館、確実になるように一層の働きかけを求めながら、よりよいこの児童館の活用について若干お聞きしておきたいんですが、今の質問にも関連あるんですが、今回のこの施設の概要を見ますと、当初から課題ではあったと思うんですが、いろいろ集会室とか何室あるわけですが、ただ、子供たちを伸びやかに、いわゆる運動させる場所としての校庭、そういう施設がかなり見えないなという印象を抱くわけですが、今出たように学校の校庭が、今回の場合、本地区の場合は、本町の場合は校庭が本当に隣にあるわけで、そういう点での活用など何かうまいその制定の中で対応できないのか、どのように考えておられるのか、1点お聞きしたいと思います。

それから、この規則の中で、児童の健全な遊び云々ということで、中学生、高校生等の自主的な活動に対する支援をしていく、あるいは地域組織活動の育成、さらには世代間交流云々ということで地域交流、この辺について具体的に、内容的にはすばらしいようなイメージを抱くわけですが、いざ児童館が4月から開所され運営される中で、この辺についてはどのような計画を持っておられるのか、本町における独自の考え方をお聞きしておきたいと思えます。

なお、今回の国の改正によりまして、指導員が支援員となり、さらにはこの支援員に対する教育についても、県等が催しする研修に、何か16項目とか、あるいは何時間、24時間とか、かなり支援員に対する、いわゆる教育といいますか研修も義務づけられておりますが、その辺についてどのように対応していく考えなのか、走り出してからでは遅いんで、当然その準備期間中にやれるものについては今のうちから対応するのが執

行部として当然の役割ではないかと思いますが、その辺についてどのように計画なされておるのか、周知徹底を図っていくのか、お聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

まず、学校施設になります校庭等の利用なんですけれども、現在も、夏休み期間中プールを利用させていただいたり、あと校庭を利用させていただいたりということは、学校との連携の中でやらせていただいております。その辺については今まで同様に、学校の授業が終わった以降の時間とか長期休業日につきましては、学校との施設の利用の連携を図っていききたいというふうに考えてございます。

それから、中学生や高校生の自主的な活動に関する支援ということにつきましては、一応児童館を利用する児童につきましては登録をさせていただいておりますけれども、その中で自主的なグループ活動、サークルとか、そういう活動を支援しながらやらせていただくと、その中で児童厚生員が専門にその辺のグループの支援をしたいという形で現在検討しております。

それから、世代間交流、地域交流の関係につきましては、最終的には民生委員さんとか社会福祉協議会さんとか、そういう形の方を含めた中での運営委員会というものを設置する予定にしております。その運営委員会の中で、各種団体、ボランティアさんの団体とか、それから子供会とか、そういう形のグループや団体の活動の支援とあわせまして、ここにあって児童館の子供たちとの交流というのも事業の中に加えながらやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、先ほどの支援員の関係なんですけれども、支援員につきましては児童クラブのほうになるわけなんですけれども、現在の委託団体におきましては、支援員さん、年数回の県で行われる研修、全て出席していただいております。その中で研修を受けていただきながら支援に当たっていただくという形になります。今回、児童館につきましては児童厚生員という、これもまた遊びを指導する者という資格が必要になるわけなんですけれども、この児童厚生員につきましても県で研修を例年行ってございます。そういう研修を受けた方を児童厚生員として配置していただくという形で、運営団体の募集に当たってはその辺を注意しながらやっていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今でも何か休み期間というようなこと、あるいは放課後ということでございましたが、それを規約かどこかに校庭の活用について定めておかないと、もし協力をもらってというようなことでもございましたが、その校庭において何か事故などが生じた場合の責任的な問題なども出てくるのかなと思うんですが、どこかでその校庭の活用について明記しておく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺は何ら問題ないのか、事故が発生してから、あるいはいろいろな問題が生じてからでは遅くなると思うので、その辺についてどのように検討されているのか。

今回、1年から4年までの範囲が6年まで、あるいは物によっては高校生の自主的な活動ということで、そういう方々の参加もされる中で、もちろん登録なんですけど、支援員のレベルが以前よりはかなりアップされることが望まれるということで、いわゆる子供たちの心理に応じた理解、あるいはそれに伴う支援、そういうものが望まれるということで、国自身が16科目、24時間の認定の資格研修を受講され、修了された方が初めてその資格を得られるというようなことにもなっているようですが、その辺について改めて本町において、この期待される人数に応じた受講生が、支援員が確保できるのかどうか、その辺についてお聞きしておきたいと思います。放課後児童支援員の資格というんですね、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

まず、答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

校庭や学校施設の利用につきましては、現在も学校との協議の中でやらせていただいております。児童クラブを利用される子供さんについては、放課後児童健全育成事業に係る、傷害に係る保険をそれぞれ必ず掛けていただくような形にしてございます。それで、事故等生じた場合には、そちらの放課後児童健全育成事業に係る保険を利用しながら対応していきたいと考えております。

それから、支援員の関係なのですが、子ども・子育て支援法が昨年施行されました。その中で支援員という形に改めて定義づけをされて、内容的にも厳しくされているという状況でございますけれども、現在行っている児童クラブの方については、子ども・子育て、昔は支援員ではなかったわけですが、指導員ですか、指導員という形で、子育て経験者とか、そういう方でも可能でございました。そういう中で支

援に当たっていただいたんですけれども、法改正に当たりまして、その辺は全ての方が研修を受けていただいて、資格としては、現在行われている児童クラブの支援員につきましては、全て資格は確保しているということでございます。

それで、今後の確保可能かという部分でございますけれども、それにつきましては、これから募集することになるわけですが、できれば現在臨時でお願いしている支援員さんとかも引き続き雇用について考慮していただくような形で、運営委託業者の選定に当たっては、その辺交渉していきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 来年の4月からのスタートに当たって、そういう面で滞り起こさないようにひとつお願いしたいと思います。

なお、1年から6年までということが今回出ているわけですが、本町において4年までは既にやっているわけですが、いわゆる新たな希望といたしますか、どのぐらいその6年までの間にこの児童館を使う、あるいは次の議案にも出てきますが、児童クラブへの利用の状況など、何らかの形で前もった調査などもしておく必要があるかなと思うんですが、その辺はどうなっているんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

それにつきましては、現在、児童クラブを利用している子供さん方なんですけれども、8月末で59名の利用になっております。月ごとに保護者の都合によって出入りございます。それで8月末の人数でございます。それで、計画段階でアンケート調査とかをしまして、その辺の利用の希望等をとらせていただいておりますけれども、基本的には5年・6年生の方というのは、余り利用希望は実際はございません。ただ、29年度の計画ですと、5・6年生は9人ぐらいの利用で、ただ合計として90名ぐらいの登録者は出てくるのではないかとという形で計画してございます。

それで、児童館と併用になるわけですが、高学年については、ある程度、児童クラブの中に入らないで、児童館の自由来園なり児童館に登録して利用される子供さん方も出てくるのではないかと。そういう中で実際は、100名の定員までは見ておりますけれども、来年度90名で、そのほかの高学年については児童館の自由来園方式の利用をする方が出てくるという形で見ております。ただ、児童館の利用者数については、現在のところまだ見込みとしては出してございません。以上でございます。

す。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 今回の条例は非常に、何と申しますか、大もとなところを決めていて、この条例を見ただけではなかなかイメージが湧いてこないんですけれども、規則で定めているよということで、この前、案というものを示していただきました。正式にこの規則をいつまで決めるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

条例の委任に基づいて制定することになりますので、条例の公布後、正式に規則を制定したいと考えてございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 具体的にいつごろになると……。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

基本的には今月中に公募手続に入る予定でございます。公募に入る前までにその辺の管理の内容等を決めておかないと公募の内容と食い違いが出てきますので、公募の仕様書と見比べる必要もございますので、できれば9月中に制定したいと考えてございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 児童館の中に図書館だっけかな、図書室か、図書室というものを設けるということで、この条例に直接は関係ないんですけれども、関連ということで。用途として読書や宿題ということの話がありましたが、その図書室における本、そういうものというのは、どのぐらい置いて、それを児童館の中に置いておくのか、その辺はどうなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

図書につきましては、補正予算でも計上してございますけれども、冊数で言いますと全部で現在のところ1,400冊程度を予定しております。図鑑とか幼児書、それから児童書、それから参考書等、子育て支援に関する参考書等ですね、それらを含めて全部で1,400冊程度を考えてございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） その本の冊数1,400ということなんですが、小学校にも図

書館がある、あと中央公民館、この子供たちの本がある。何かこうばらばらに本があるような気がしてね。私は、その児童館に1つにまとめて、そうすると児童館にその利用する子供たちも多くなるだろうし、やっぱりその辺をもっと考えるべきなのではないかなと、そのように思ったんですね。夏休みとかね、そういうものはどうなのかちょっと俺もわからないんですが、やっぱりまとめて冊数を多くして皆さんに見せるような図書室をつくるべきではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

学校の図書室のような大きい図書室まではこの面積ですと不可能なわけですが、利用者の状況も踏まえながらなんですが、基本的に今回購入予定に当たりましては、ほかの公民館の図書室とか学校関係とかの重複したやつをできるだけ省くような形で、照会しながら、そこに設置されていないものをできるだけ取りそろえたいという形で考えてございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第44号 大郷町児童館設置条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第45号 大郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第3、議案第45号 大郷町放課後児童クラブ条例の

一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第45号 大郷町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第46号 大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第46号 大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第46号 大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可

決されました。

日程第5 議案第47号 暴力団の利益となる公共施設の使用の制限に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第47号 暴力団の利益となる公共施設の使用の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第47号 暴力団の利益となる公共施設の使用の制限に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第48号 黒川地域行政事務組合規約の変更について

議長（石川良彦君） 日程第6、議案第48号 黒川地域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第48号 黒川地域行政事務組合規約の変更についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第49号 吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合規約の変更について

議長（石川良彦君） 日程第7、議案第49号 吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第49号 吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合規約の変更についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第50号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議長（石川良彦君） 日程第8、議案第50号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第50号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第51号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

議長（石川良彦君） 日程第9、議案第51号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第51号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第52号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更について

議長（石川良彦君） 日程第10、議案第52号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第52号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第53号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

議長（石川良彦君） 日程第11、議案第53号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第53号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第54号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

議長（石川良彦君） 日程第12、議案第54号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第54号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第55号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について

議長（石川良彦君） 日程第13、議案第55号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第55号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第56号 平成28年度大郷町一般会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第14、議案第56号 平成28年度大郷町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。11番石川秀雄議員。

11番（石川秀雄君） 二、三お聞きしたいと思います。

第2款総務費、16ページの第1項総務管理費の財産管理費、工事請負費、役場庁舎改修工事。役場もかなり老朽化して、財政のない本町にとって修理しながら耐え忍んでいかなければならないのかなと思うんですが、やはり英断をもって新庁舎建設に向けて進まなければならぬのかなと思うんですが、この役場庁舎改修、どのぐらいの、この1,454万、この3つ合わせての予算ですけれども、この改修の規模をお聞きしたいと思います。

それから、21ページですか、縁の郷レストラン改修工事。これは、建てる当時から、あそこに窓のないレストランではうまくないんでないかという再三指摘しておったところでございますけれども、どのぐらいの窓を設置になるのか、またうまくなくて再工事することのないように、しっかりした改修をお願いしたいと思います。480万円ほどの予算でどのぐらいまで改修できるものか、どのぐらいの構想を持ってやるのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、教育費の中で社会教育費、26ページ、公民館費の中に大郷町婦人会補助金46万円、これは何か説明で聞きますと、大郷町婦人会連絡協議会補助金4万6,000円、これ、片方をなくして新しく婦人会をつくるというんですが、その辺の詳しい内容をお聞きしたいと思います。

以上、数点にわたりましたけれども、よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） まず、答弁願ひます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、私のほうからは第1点目の御質問に対してお答えいたします。

今回の庁舎の改修工事でございますけれども、これは、庁舎に関しま

して、特殊建築物の調査というものを実施しておりまして、その調査の結果、庁舎の、主に2階の北側の窓ガラスの部分、これは消防法の観点から、今、素通しのガラスになっておりますけれども、これはワイヤー入りといいますか、そういったガラスのほうに改修をする必要があるというような御指摘を受けた関係で、その部分について改修を実施するものでございまして、これは予算的には八十数万程度というような規模の内容でございまして、以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

縁の郷のレストラン改修工事ということで窓の拡張工事でございます。簡単に申し上げますと、現在の窓枠の大きさが2.4平米でございますけれども、こちらのほうの開口部分を12.4平米に改修する内容でございます。なお、外壁についてはサイディングを使用するといった内容でございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。公民館長。

公民館長（遠藤 努君） お答えさせていただきます。

婦人会連絡協議会の補助金につきましての減額ですが、こちらは、大松沢地区の婦人会のほう解散に伴いまして町の連絡協議会を解散することになりました。それに伴いましての減額で、こちらのほうは、本年4月23日に連絡協議会の総会を開催して解散ということになりました。

続きまして、大郷町婦人会補助金のほうですが、こちらは新たに大郷町全域を対象とした婦人会を設立したということでございまして、こちらは6月12日に設立総会を行いまして、新しく大郷町全域を対象とした婦人会が発足したということでございます。それに伴っての補助金でございます。

議長（石川良彦君） 石川秀雄議員。

11番（石川秀雄君） 縁の郷の窓枠なんですけど、2.4平米から12.4にふやすということなんですけれども、数字的に言われてもちょっとぴんと理解こないんですけれども、窓、大体レストランから見てですね、今まで余りにも小さかったんですけど、どのぐらいの窓、どのぐらいの窓って、レストランから見てどこに座ってもぱっとこう見えるようなすばらしい景観になるような窓枠なのか、その辺詳しくお願いしたいと思います。

それから、婦人会なんですけれども、大松沢のほう脱退したということなんですけど、大郷町の婦人会としては、1回大松沢の方たちがやめ

て、そしてほかの婦人会の人たちも1回解散して改めて大郷町婦人会として発足したものなのか、そのあと解散しなかった婦人会の人たちもどのようになったのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。具体的に。何カ所するんだかわからないけど。

農政商工課長（伊藤長治君） はい。お答えいたします。

窓のほうの大きさについては、幅2,460掛ける高さ1,520掛ける3組でございます。また、500掛ける1,200、これが2組ということで、かなりの開口部分、眺望が期待できるということで、現在の構造の中では最大限、外観が、外景が見えるような開口部を検討した内容でございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 1つでなく、3つ、4つつけるということでしょう。

農政商工課長（伊藤長治君） はい、窓については3組と2組ということで、大きくとりたいと考えてございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。公民館長。

公民館長（遠藤 努君） お答えさせていただきます。

大谷地区の婦人会は解散しませんでした。その大谷地区が母体となりまして、今度は大谷地区だけじゃなくて大郷町全体を網羅する形の新たな大郷町婦人会を設立したものでございます。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。ないですか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 13ページに基金繰り入れの関係で、今回、18款の第2項の特別会計繰り入れの関係で、国保なり介護について最終的に基金として幾らぐらい残るようになるのかですね。大分国保については町長が、去年でしたか、値下げした経過もあったんですが、もっと基金として残り始めているのではないかとということで、これは30年の4月から県一本の統一ということで、それまでにいろいろその財源的な有効活用も図る視点から、この残金の対応についても、使い方についてもあわせてお聞きしておきたいと思えます。

それから、16ページの2款1項2目の13節委託料の個人番号制度対応システム改修業務ということでございますが、歳出にも出てきますが、このことについて、何か最近の情報を聞きますと、もう今の時代、いわゆるスマホなり、あるいは携帯電話等の普及によって、今このマイナンバー制度を見直そうというようなことも出てお聞きしておりますが、大郷のこれまでのこの加入状況なり今後のこの制度の考え方について。

町として前の質問の中でかなり町からの費用の持ち出しがあると、一方で、なかなかそれに対する国からの支援が伴わないということで、この制度そのものが町の財政をかなり圧迫している状況を感じたわけですが、今回のこの金額、今回は大したことないんですが、この個人番号制度についてどのような考えを持っておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、17ページの住民バスの管理費に関連してですが、実は9月2日の午前、時間的に余りあれですとなんですが、かなり危険なところにバスがとまっているわけですね。大松沢方面に行くバスだったんですが、そのバスがとまっていることによって、ちょうど坂の上り、頂上でしたが、そういう危険なところにとまって、何か、私ちょっとバイクで通りすがって、何だべなと思って戻ってきたところ、気づいたのか、車に乗って、多分運転手いなかったんです、そのとき、トイレしていたのかどうかわかりませんがね、何か乗って、それから動いたようですが。前に何メーターでしたか、時間の、運転手の管理するシステムというか、そういうものをつけていると思うんですが、いまだにこういうことで危険箇所にとまって時間を割いているというような光景を見てですね、時間まで、ナンバーまでメモしているんですが。そういう点で、この住民バスの関係で、ここではバス停の移設工事ということになっているんですが、関連的にひとつ、どのような指導が、先日は帳簿を見たり指導してきたと言っているようですが、多分9月2日以前の指導だと思うんですが、8月末だったと思うんですが、全然効果がないなということがこの間の議論も聞きながら感じたわけですが、その辺についてひとつ、住民バスの管理費として今回見るわけですから、そういう点で指導の徹底を図るように要求しながら、そういう問題があり得るのかどうか、執行部の考え方をお聞きしておきたいと思います。

それから、21ページの農業関係で、何か農機具の購入について、みやぎの水田農業改革支援事業の補助金の関係で113万7,000円の減額となっておりますが、どういうことでこれがこういう減額生じたのか。一般的には、かなりの入札見積もりをとって、それで妥当な金額を補助金の申請する段階で計上して、それに見合った補助金というのを組むというのが一般の流れではないかと思うんですが、今回減額になったその理由についてお聞きしておきたいと思います。

それから、先ほど縁の郷のレストラン改修について、大分話は見えたんですが、どういうその、改修に至るまでどのような話し合いなりどの

ような経過なりを予測して、いわゆる改修するまでにどういう経過をたどってここにたどり着いたのか、議会から言われるだけじゃなく、言われたことによって、ではどうするかということで、その辺の議論をどのように深めて最終的なこの状況になったのか。つくった段階で、今、担当課長からもかなり見晴らしがよくなるだろう、視界が広がるであろうということになったんですが、そのなるであろうという到達に至ったその会議の経過について若干お聞きしておきたいと。要は、自分たち一部がいいと思っても、なかなかほかから評価できないということが実際あの縁の郷をつくる段階で問題あったわけで、二の舞を繰り返さないためにも、そういう点で今回の工事がより広く議論され、来る客がやはりこうしたことよって縁の郷のよさが光ってくるなという、そういうものにしたがためにあえてその経過についてお聞きしておきたいと思います。できるなら、その図面といいますか、構想的なものを、こうなるんだということでお示しできればいいかなと思っております。その点についてお聞きしたいと思います。

それから、これは歳出、22ページの2項の2目の15節の工事請負費で2,160万円、町道補修工事ということで、長福寺の何か側溝工事ということの話があったんですが、これ、よく言われる林地の開発に伴う土砂の流出等による被害が大きな原因でなった事業なのかどうか、その辺のこの町道補修に至った経過についてお聞きしておきたいと思います。先日の大雨の時期に私、見回って歩いたんですが、結構その現場から土砂が流れ、それが水路に流出し、その水路を埋めているという状況が見えまして、担当課にも伝えた経過があります。ところが、これは決算でもお話しする予定ですが、担当課いわく、これは犯人が見えないんだと、だから1業者には言えないところがあると、だからといって町の財源でその水路の泥、水路に埋まった泥を撤去するには、一部のための投資だということで税金を使うのもいかがかなと思うというような担当者の話もありましたが、では誰がそれをやるんだと、結局はそこで田んぼをつくっている、あるいはそこに生活基盤を置く方々が自分で払わざるを得ないのかなというような感じを持ったわけですが、今回のこの町道補修工事に絡みまして、どのような内容なのか、また、土砂流出によってもし水路が埋まった場合には、どのような対応を考えておるのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、23ページ、消防費の中で158万7,000円が何か不採択云々というのを私とったんですが、そのことについてちょっと詳しく、どうい

う状況でこの158万7,000円の減額が生じたのか、お聞きしておきたいと思ひます。

それから、25ページの幼稚園ののり面工事ということで載っているんですが、復旧工事ですね、これ、いつの災害における復旧工事なのか、まさか東日本大震災後において手つかずできたわけではないと思うんですが、こののり面復旧工事の起因とするところは何なのか、その辺について、再発を防ぐためにもその辺の整理をしておく必要があると思うので、確認しておきたいと思ひます。

以上、数点についてお聞きしたいと思ひます。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩といたします。まとめて答弁いたします。

午 前 10時57分 休 憩

午 前 11時07分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、初めに答弁願ひます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、まず基金の関係ということでしたので、その残高関係について御説明申し上げたいと思ひますが、ちょっと決算認定の御説明ちょっとまだなんですが、決算書の258ページのほうに、平成27年度末の基金の現在高、こちらのほうが示してございます。

私のほうで今把握していますのは、その13ページの今回基金繰り入れとして基金3つほど上げてございますが、そちらのほうのことにつきましては今回御用意しておりますので、そちらのほうで申し上げますと、まず、財政調整基金の部分ですけれども、平成27年度末の基金残高が約8億9,600万円ということでございます。今回補正がありまして、最終的な本年度の予算ベースでの基金残高を見た場合には、平成28年度末としては7億5,300万円ほどになるのかなというところでございます。それから、公共施設の部分につきましては、同じく平成27年度末で8億500万円ほどと、取り崩しを入れますと、予算ベースで平成28年度末では6億5,100万円ほどということになってございます。なお、未来づくりのほうにつきましては、同様に27年度末で2億600万円ほど、予算ベースでの28年度末の残高見込みは1億8,800万円ほどということでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 国保は、では、こっちで。はい。

企画財政課長（千葉伸吾君） 国保関係につきましては、今年度、平成28年度の増減という部分までは私のほうではちょっと把握しておりませんで、

平成27年度の期末残高ということでは決算書の228ページにより御理解を頂戴したいと思います。

議長（石川良彦君） あと、住民バス。

企画財政課長（千葉伸吾君） それから、続きまして、住民バス関係について御質問いただいていたことに対してお答えをいたします。

9月2日の案件ということで御指摘をいただきましたが、この辺につきましましては、申しわけございませんが、私のほうでは把握をしておりました。先般の行政処分を受けた関係での当町での確認、対応という部分については、一般質問の御答弁の中でも申し上げたところがございますけれども、その段階におきましては、主に記録簿、そういった書類関係について確認をしていったところでございます。その確認のほうを受けまして、今後はなるべくその現場、現地のほうに入りまして、いろいろな確認、あるいは指導というのをしてまいりたいというふうに考えております。その具体的な手法につきましましては、現在、担当の係のほうともども内容について検討しているところではございますが、より実効性のあるような確認方法によりまして、その辺の安全運行のほうを担保できるように努力をしておきたいと考えているところでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） それでは、まず16ページの文書広報費の個人番号制度対応システム改修について御説明申し上げます。

今回の改修は追加業務でございます。いわゆる国保、後期高齢等、それから税関係の個人番号の対応システムの改修が必要であるという国からの指示がございまして、今回計上したものでございます。なお、これは国の補助でございますが、まだ内示、確定が来ておりませんので、今回歳入には組み入れてございません。歳入についての額が確定し次第、次の議会に提案したいと思っております。

なお、マイナンバーの加入状況ということなんですが、これは個人番号制度対応でございますので、マイナンバーとは直接かかわりなく、いわゆる皆さんの税、年金、国保、後期等に影響するシステムの内容でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、23ページですか、消防費の非常備消防費の需用費の件の減額の質問と思われませんが、この内容については、消防団員の安全装備、備品の助成事業、今回は消防団員のレインコート、いわゆる雨具を予定しておったんですが、県の消防課のほうから事業不採択の通知が参りました。

私も課長がかわったから不採択になったのかという照会をしたところ、2年に1回の交付になっているということでございましたので、この事業は来年度にするということにいたしました。そのための減額でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉議員、マイナンバーに何名申請しているかということですか。それは町民課でわかりますか。では、何ぼ交付申請しているかということだと思うんですが、そうですね。

答弁願います。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） お答えします。

具体的な数字までは把握しておりませんでした。申しわけございません。

議長（石川良彦君） では、後刻調べて答弁というか、お答えするそうであります。

次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

21ページのみやぎの水田農業改革支援事業減額の件でございますけれども、こちらにつきましては、去年の11月に県のほうの事業要望をいたしまして予算の確保をしているところでございます。4月以降、本申請の段階で機種の変更、そして対象事業費が消費税等々入っておりますので、その部分が対象外であるといった査定を受けまして、このような減額の状況になったといったところでございます。

また、縁の郷のレストランの窓拡張工事の件でございますけれども、こちらにつきましては、経過ということで、まず、誘客をするためにどのようなことを考えたらいいかということで、町で掲げております改革プランに基づきまして県並びに公社の社長とも協議をしまして、レストランの窓を拡張することによって、景観も増すことによつての誘客が相当図れるんじゃないかということで、このような工事を計上させてもらったところでございます。

また、図面につきましては、写真撮りしたイメージ図といったものがございますので、後ほど配付をさせていただければと考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

22ページの第2項第2目道路維持費の中の工事請負費の件でございますが、まず工事の内容でございますが、道路の緊急維持工事、これが972万

円。内容といたしましては、舗装補修、穴埋めとか、あと側溝の整備、ふたが壊れたとか緊急を要するものでございます。2点目が、緊急維持の舗装工事、同じく972万円。これにつきましては、舗装の面的な整備、点ではなくて面的な整備の応急工事でございます。もう一点につきましては、長福寺東成田線側溝修繕工事216万円でございます。これは、側溝に堆積しております土砂の撤去並びに修繕でございます。先ほどお話しいただきました土砂の撤去の件でございますが、今回の土砂流出箇所の撤去につきましては、明らかな原因者が特定できないために土砂撤去を行うものでございまして、大雨の際に原因者が特定できるものにつきましては、その原因者に対し側溝の土砂撤去を要請しておりまして、当然何カ所かも実施した経緯もでございます。この辺につきましては、開発担当である企画財政課のほうとも協議の上、進めたものでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

25ページ、幼稚園管理費ののり面復旧工事の内容について御説明を申し上げます。こののり面の復旧する場所については、ここに小さな写真はあるんですけれども、幼稚園の入り口、町道との進入路から幼稚園のほうに向かっていった南側の最初の斜面のところでございますが、今回の復旧内容の大きなものとしたしましては、ここに、のり面に側溝が走っているんですけれども、のり面沿いに側溝がこう下のほうに流れているんですけれども、若干その側溝の傾斜が急なことがあって、近年の集中豪雨とか台風災のときに、徐々になんですけれども、結局ジャンプして、側溝からジャンプしてのり面のほうに水がたたきつけられているとか、そういったような状態が続いて、側溝の周りが少し傷んでいたというところがメインの工事ですので、それをなくすための復旧工事。あと、その側溝の5メートルぐらい少し離れたところなんですけれども、これは、のり面が若干膨らんでございます。ただし、これについては直径2メートル、幅1メートルぐらいの小さなのり面の膨らみがありましたので、それも同時に手直しをしたいというふうな工事内容でございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） いろいろありがとうございました。

土木の関係で、工事の内容について説明わかったわけですが、ただ、その中でも特にいわゆる業者が特定できない場合ということで、長福寺

山を見ますと、あるいは東成田もしかりですが、道路に最終的にはたまったものがどこのものか色がついているわけでないので特定できないということもあれば、結局は多くの場合は特定できないというようなことで、町がそういう点でいろいろな改修に費用を出さなければならない、土地をただで提供し、道路が傷み、農作物を栽培する場合の、いわゆる保水栓の欠陥まで、本当に、それでも被災地への支援ということで協力しながら、一方でこういう状況が出てきた場合に、特定できないからということで町がその財の負担をしなければならないと。このことについて、そういう場合に何らかの国なり県の助成、補助があるのかどうか、どこかでその支援が間違いなくもらえるのかどうか、そのことについて1点。

先日、現場でいろいろその水害、大水の段階で立ち会って確認していたところ、こういう話が出されたんですが、これもいいなという感じを受けたんですが、要は、大郷から土を運んでいる業者、大郷の土で恩恵を受けている業者もちろん、被災地のために頑張っている業者という一方、それをなりわいとして何らかの足しになっている業者があるわけですから、その業者の方々に協議会を組織して、いわゆる林地開発なりなんなりを許可する場合に、町として協議会を組織し、いわゆるどこであろうとも、その砂で用水なりあるいは被害が生じた場合には、協議会の責任においてそれを処理していくような、そういうものを立ち上げて町としてお願いするという方法もいかなものかという提案をされて、なるほどなということを感じたわけですが、今説明されたように、いわゆる林地開発する、許可する企画財政なりと協議した結果ということでありますが、結果的に何ら補填がなければ、これは町の大きな負担になってくると。今回この程度の負担で済みますが、その手がこの程度ですが、この額が限りなく今後拡大する可能性があるわけですね。例えば土取り終わったからそれで終わりではなく、土取り終われば終わったなりに、いわゆる林地にして、木がおがって森林になるまでの間、かなりの年数の間、例えばその木がおがって流れをとめるような力になればですが、恐らく今の状況が長らく続くんではないかと。そうした場合に、協力したあげくに、町が、町民が泣かなければならないという、こんな不本意な考えもないと思うんですね。それを町でどうするか、それこそ私は考えなくてはならない執行部の姿勢ではないかと思うんですが、そこらも含めてこの財源がどう来るのか、また、今後こういうことが生じた場合のその協議会などをつくって対応するという1つの提案も含めて、町の

考え方をお示しいただきたいと思います。

それから、縁の郷の件で、今、県とか公社という、県という話も出たっちゃね。県が出るということは何らかの形で県でもこの事業について、前に補助事業をもらった経過があるんですが、県への相談ということは、県からの補助事業等もあるいは対象になる考えで県というものが出てきたのか、そうでなければ何も県に聞かなくとも、私たちの財源でやるんだければ誰に聞くことなく、町民の代表なり、あるいは広く内部においての対話で十分にその聞き取りで可能だと思うんですが、県と協議したその内容について、なぜ県だったのかお聞きしておきたいと思います。

それから、消防関係で、2年に1回ということではレインコート云々、雨具が否決されたということではございますが、これは必要に応じて町として熟慮された中での申請だと思うんですが、これは2年に1回ということでは断られた、不採択だということは、もう県のそういう補助規程か何かの中で2年に1回ということが明確に定まっているわけですか。それとも、去年大郷にこういうことやったから、また続けて云々というようなことでの何なのか、そういう取り決めなのか。必要に応じて、どうしても必要なものを求めた場合には、そこに団員として働いている方々の健康なりを考えた場合の要求だと思うんですが、2年に1回ということでは不採択になったということは、どうもこの県の2年というのが何なのか、その辺についてひとつ説明をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、私のほうから水路関係の御質問について答弁させていただきます。

水路関係の土砂払いといった部分につきましては、これは地域整備課長が答弁したとおりでございまして、要は、その原因がその土砂採取業者の責に帰するものだというような判断ができた場合には、その当該事業者のほうにこちらから連絡をいたしまして、水路の土砂払いのほう、これをお願いしてございまして、実際にこれまでも何回か対応していただいている実績がございまして。

そのほかに、直接土砂採取事業者の責に帰すと認められない、要はこれまでのその水路に対する経年が経過する中での土砂の堆積、その部分も当然あるわけではございますので、その影響と、それから土砂採取による直接の土砂の流出の影響、これが判然としない部分につきましては、やはりその分については事業者のほうに要請をしましてもなかなかそれ

は理解を得られないという部分がございます。そういった中で、ただ地元の皆さんにも御迷惑をかけられないということで、そういったところで町のほうで予算をつけまして、その水路の部分については、その閉塞状態を改善していくといったような対応にしたといったようなところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、事業者による協議会を組織してというようなお話もありましたが、これは、事業者の要は土取りをしている場所もそれぞれでございますし、事業者の対応といったようなものもそれぞれでございます。そのような中で協議会を組織して、その協議会自体に責任を負わせるというのは、これはなかなか相手側からの理解というのは得られないのかなというふうに考えてございまして、この辺につきましては、これまでと同様、降雨時には当課といたしましても地域整備課のほうとあわせて巡回パトロール等々やっておりますので、その際に、目視によりまして原因のほうを特定した上で、その原因となった事業者のほうに対応を求めていくという対応で今後とも進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 国県の補助を期待できないかということですが。

企画財政課長（千葉伸吾君） 失礼しました。助成の部分ですけれども、これにつきましては、特段の助成というものはないものというふうに認識しております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

縁の郷の施設管理費の県との関係でございますけれども、こちらは、集合宿泊施設等ということで、平成12年にやすらぎの交流空間整備事業、国庫補助金を1億円ほどいただいております。その関係からこういった改修に際しては協議・届け出が必要ということで、県との協議をさせていただいたところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 先ほどもお話ししたとおり、2年に1回というものは、書面上はないようでございます。あわせて、これは県の補助事業ではございませんので、いわゆる消防団関係の任意組織の助成事業ということでございます。当然、毎年その協会の事業枠というのがあると思えます。その中で配分されるということですので、おおむね2年に1回だろうという答えでございました。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 側溝の工事について、確かに、道路をつくってから経年、何年もたっているという、あるいは直接かどうか判然としないということでございます。確かに業者は何としても自分たちの負担にはしたくないので、それはそういうことが出てくるのは当然ですが、ですから私、今回のその傷んだ原因がどうだったのか、その辺どのような調査をして町が今回負担するに至ったのか。場所がなかなか長福寺と言われてもわからないんですが、先日も長福寺を歩いている中で、もう土砂水が道路を走っている写真を撮ってきておりますが、あれを無視して、おたくの責任ではない、経年だからということで、果たして、やはり町の負担にせざるを得ないという業者、場所もそれぞれ、業者もそれぞれ、相手側から理解を得られない。得られないからということで今後ともこういうことで助成は特段ないと。今後ともそうするとこのパターンが続いていくわけで、どこで業者の責任なのか町の責任なのか、それは今後何を物差しにして判断していく考えなんですか。その辺ちゃんと整理しておかないと、これは、最初許してしまうと今後ずっと続くし、もっともっと拡大していくかもしれないと思うんですよ。これこそ町がもっと毅然とした態度で林地開発する段階で何らかのくぎを刺しておく必要があると思うんですよ。今の話を聞いていますと、いっそ業者の顔色を見てるだけの話で、もっと町が強く言ってもいいんじゃないかと思うんですよ。その辺ね、町長、どうなんですか。

あと、消防関係、特に決まりはないと、ただ消防の任意の事業だからということでございますが、物によっては……。任意の事業だから、あえて無理だと言われればそれで引込まざるを得ないということになるのですか。何の国でも県でも補助事業でない、消防独自のいわゆる……。消防独自というのはないんで、これは国か何かの絡みの事業になってくるんだすべや。違いますか、そこのところ。これまで、ましてやいろいろな、例えば大郷でも消防でいろいろな事業をやっておりますが、そういう場合には財源的にどこからどう来ているのか、そして今回もこの財源の根っこというのどこにあるのか。互助制度で積んでいる金なのか、どこからか給付行為でもらっている金を使っているのか、その辺のもととなる、いわゆる任意の事業ということで示しておりますが、この任意の根幹という財源のもとはどうなっているのか、その辺も説明をお聞きすればあるいは理解できるのかなと思いますので、お願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。町長。

町長（赤間正幸君） 側溝の土砂についてでありますけれども、私も農業に従事してから、ゴルフ場なりライト製作所、池田コンクリート、あるいはボートピア等々の開催に伴って農業用水の堆積で大変苦勞してまいりました。そうした中で、今回の本当に長福寺あるいはまた東成田地区の皆様に対しては大変な苦勞をかけているなという思いでいるところであり、そうした中で今、課長が説明したことに尽きるわけであり、けれども。ただ、これから、私、以前にも全員協議会でもお話ししたことがあったわけですが、原因者を追及して、その方々にそうした中で幾らかでも負担をしていただかなくてはならないなという思いでいるところであり、今回も雨降りましたら、早速こう、雨の流れ、流出方法を見ながら、そうした中で全ての業者の方々に写真などを提示しながら、やはりそれぞれ責を持っていただくような方向に持っていかなくてはならないなという思いでおりますので、なお、これから私なりに精いっぱい業者さんに対してさまざまな呼びかけをしてまいりたいと思っておりますので、よろしく皆様方の協力を得ながら、できる限り町の負担なく今後土砂払いをできるような対応をしてまいりたいと思っておりますので、努力だけはさせていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 歳入の13ページをごらんになっていただきたいと思うんですが、先ほど申したとおり、国県の支出金であれば国県支出金に入るんですが、国県支出金以外のものについては、13、14ページの諸収入の雑入の総務課という欄に、消防団員安全装備品整備等助成事業と、歳入歳出同額の措置をしております。

そもそもこの事業につきましては、国の消防協会の事業でございますので、事業枠、予算規模等については、その都度その都度毎年変わってくるだろうと思われまして、ですので、これはいわゆる何度も言うように、国・県の補助事業とは異なるものでございますので、あくまでも任意的な助成事業でございます。それも、消防団員の安全装備、要するに手袋とか、今回要望しているレインコート、雨具とか、そういったものの小規模な助成事業ということでございます。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。8番高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 16ページ、8目の15節、解体工事ですか。以前に説明を受けたかと思うんですが、例えばこれ平米単価どのぐらいになっているのか、この辺ちょっと説明を求めます。

それから、19ページ、8目の15節の外構工事。これ、今回補正で出て

きているわけなんです、当初予算のほうに入らないで、なぜ今回ここに補正として出たのか、この金額ですね、2,800万円となっているんですが、設計かその辺で変更があったのかどうか。50万、100万ね、そのぐらいの補正であれば、まあちょっとしたものがあつたのかなと思うんですが、2,800万円となれば、何か取り組み方がちょっと足りない部分があつたのか、その辺ちょっと説明を求めます。

それから、21ページの11目の縁の郷。以前の窓が、幅が40センチ、高さが1メートル10センチですか、この小さな窓、これを当初説明聞いたら倍の大きさにすると、40センチが80センチ。それだったらね、効果がないし余計な税金の使い方かなと。でも、町長が理解をさせていただいて、この大きな窓にさせていただいたと、これは誘致、いろんな客を呼ぶには最高に効果が出るのかなと。この中で、以前に道路灯、街路灯、この辺の話もしたわけなんです、道路はいろいろ取り組まなきゃいけない場所もありますので、せめて街路灯、この辺はやっぱりやっていただきたいなど。あそこに行くのに何か明かりも何もないのでなかなか行けないんだという話を聞きますので、その辺の考え方、あるいは、要は山ね、前のほうの山が大分砂取り場になりまして、景観がなお一層よくなるわけなんです、今、お風呂ですね、ちょうど反対側、まるっきり景観のよくない方向に建っているので、できればその辺ね、景観のいい方向にちょっと検討していただきたいなど。やっぱりこの事業をずっと今後も続けていくとなれば、その辺長いスパンの中で検討していただきたいなど、その辺の考えもお願いします。

それから、22ページ、2目の道路維持ですか。今、説明、関連するわけなんです、要は、大分集中して砂取り場となっているわけなんです、集中豪雨が出た場合にはどうするのかと。これは、道路をその都度対応するんじゃなく、ため池ね、これをつくらなきゃいけないのかなと、このように考える、抜本的な対策としては必要なのかなと。そして、この開発業者、この人たちに、やっぱりあの山の大きさ、それによって何立米というのが出るわけなので、その辺を検討しながら、要は捻出させていただいて、ため池づくり、あるいは町でも、ここ、物によっては更地になったとき企業誘致とかそういう関係も考えていると思いますので、町もやっぱりそれなりに財源をそこに入れて、災害の起きない町にするべきなのかなと思うんですが、この辺の見解をお願いします。以上です。

議長（石川良彦君）　まず、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君）　お答えいたします。

では、19ページ、児童福祉費の8目児童厚生施設費の補正の関連でございます。今回、補正計上しております予算につきましては、来年度の開館に向けて準備経費として計上しておりますけれども、当初予算で計上されておりましたのは、昨年度実施設計を行いました本体工事のみでございました。今回、本体工事、発注終わりました、その後、外構工事等を含めて今回計上させていただきます。ちなみに、外構工事の概要なんですけれども、駐車場関係の舗装工事1,000平米ほどございます。それから、施設周りのフェンス設置工事、それから側溝整備、それから敷地拡張します部分の土盛り整地等を含めまして、今回外構工事として発注する予定でございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） 縁の郷の街路灯、お風呂の関係でございますけれども、まず、誘客とか利便性の点でといったことでの御提案かと思えますので、今後、このような点も含めまして検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、お答えいたしたいと思えます。

まず初めに、16ページの解体撤去工事関係の内容ということでございますけれども、これについては、先般の全員協議会でお話を申し上げておりました旧大松沢中学校グラウンドの貸し付けを前提といたしまして、その支障物を撤去するといったような内容の工事を施工するということで御説明をしていたところですが、その内容によるものでございまして、いろいろ支障物と言われるものはたくさんあるわけですが、この中で現在の自転車置き場、それから校舎側のバックネット、それから倉庫1棟、これを除きまして残りの、バックネットもう一つあるわけですが、それと防球ネット、あるいはサッカーゴールといったような支障物につきましては、撤去するといったような方向性で相手方のほうとお話をさせていただいております。その費用と、閉校の記念碑、これの移設の費用を含めまして解体撤去工事というふうに今回予算を計上させていただいております、合わせまして240万前後かなというふうに考えておるところでございます。

それから、土砂採取現場についての御質問ということでございましたけれども、土砂採取に当たりましては、適切に災害防止用の措置、防災調整池であったり、それに付随する水路の関係とか、そういったものを整備することに今はなっておりますが、これにつきましては、要は土砂

採取の形状、進行状況に応じまして、その防災調整池なり、そういったものを設置する場所あるいは大きさというのも日々変わってくるものというふうに認識をしてございます。その辺につきましましては、随時の町のパトロール、あるいはこれも一般質問のほうでも御答弁申し上げておりますが、県と一緒に現場の確認視察といったようなところを含めまして指導のほう、県と歩調をそろえて協調して指導しているといったようなところでございます。

なお、降雨期、あるいは今回の台風のこともそうなんですけれども、そういった多量の降雨が想定される場合といいますのは、事前にその事業者のほうにこちらでコンタクトをとりまして十分な対応をするように指導をしているところでございます。以上です。

議長（石川良彦君） よろしいですか。8番高橋重信議員。

8番（高橋重信君） まず、今答弁あったわけなんですけど、町長にちょっと意気込みを聞きたいんですが、この縁の郷、街路灯あるいは風呂ですか、この辺もどういう形で、町長の意気込みね、できれば早目に検討していただきたいと。費用対効果もあると思うんですが、ただ、そうそう多額の金額かかるものでもないし、知り合いの業者にその辺打診しながら、どういうものになるのか、その辺もちょっとやっていただきたいなと思うんです。ちょっと今のね、今のはちょっと撤回しますから。

それから、砂ですか、山、大分開発されていくし、今後また200町歩以上のものが開発されていくわけなんですけど、パトロール、確認していくとか、あるいは業者にいろんな形で話を持って行ってやっていただくということなんですけど、これじゃだめなんですよ、何かあったときどうするんだという話になってしまうんですが。要は、あそこの水路ですか、大雨来るたびに大分壊れがかってきていると思うんですが、味明のほうも開発されていることによって川がずっと山崎まで一度荒れたことあったんですが、大分流れが急激な流れに変わってきているので、これは対策として何かの形でやってほしいと思うんですが、この辺の考えを町長からいただきたいんですが。この開発業者ね、この人たちはやっぱりそれなりに事業で利益を求めているわけなんですよ。だから、この人たちにかかるしかないんですよ。入ってきた業者、ダンプが何台、どこのダンプとか、そうじゃなく、ここの開発をしているところに対して、あるいは町もこういう形で、要はタイアップして災害のない町にしてほしいなと思うんですが、この辺の意気込み、町長、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） レストランにつきましては、先ほど課長が説明したとおり窓を設置すると。窓も結構大きいわけでありましてけれども、この街路灯ということでありまして、これも以前から言われている話でありまして、そうした中で街路灯につきましても、現場を確認しながら、今後内部で協議をしながら検討してまいりたいと思っているところでありまして。

さらに、縁の郷についての風呂の件でありますけれども、やはり当然今あの事業については、先ほど課長が説明したとおり、補助を受けてやっておる事業であります。そうした中で、補助機関、まだ多分かわりあるわけでありまして、そうした中で、それを改修なり、あるいはまた新たに設置するのかわかりませんが設置したり、そうした中で宿泊する方々の景観なり、風呂があることによってどうなるか、さまざまもろもろあると思いますが、いずれにいたしましても、まずもって今回第一歩ということで、レストランを大きく窓を改良するということが本当に多くのお客さんが来るのかなと期待しているところであり、おかげさまであのとおり前の山もなくなりましたので、本当に景観がよくなったので、それら等について、もう少しレストランをPRしながら集客に努めてまいりたいと思っているところでありまして。

さらに、砂取りの開発関係でありますけれども、本当に私も震災以来、道路管理についても何回も何回も今日まで要望、お願いをしてまいりました。やっとことしになって副大臣が現場に来る、復興省の職員が現場に来ると。本当に長い要望活動をしながら根気よくしていかななくてはならないと思っているわけでありまして、そうした中で、この開発業者に対しても、最初はダンプ1台から幾らか取ったらどうかなと思ったり、いろんな内部で協議をしましたが、なかなかそういうようなことはできないということで、そうした中で今日まで至っているわけでありまして、先ほど千葉議員にもお話し申し上げた中で、今回、雨降る前に、雨降っても今職員が必ず現場に行ってそれぞれ指示したり指導しておりまして、必ずその現場の責任者を雨の中には置くようにしておりますけれども、いずれにしても今後はこの業者等々に対して全て連絡をしながら、私も現場を見ながら、どのように対処していくか検討させていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませぬか。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 22ページの生活道路維持費。きのう説明あったんじゃないかなと思うんですけども、余りにもスピードが速くて、ついていけ

なくてメモできなかつたので。トータルで9,579万6,000円とかなり大きな金額が載っているんですが、この具体的な場所ですね、これを教えていただきたいなと思います。

あと、それから、その中に補償費というのが載っていますが、これは具体的にはどういうことなのかなということと、あと財源で、一般財源のほかにその他となっていますけれども、このその他というのは何なのかをお示し願いたい。

あと、23ページの教育総務費でスクールバスバス停の除雪業務で60万円、シルバー人材に頼むということなんですけれども、これは、このバス停の何割くらいがこれに該当して、そしてあと雪が何センチ降ったらやるかとか、その辺、ちょっと具体的な面で教えていただきたいなと。以上、2点だけ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

生活道路の件でございますが、まず13節委託料1,512万円につきましては、山崎地区の大森沢線の測量設計業務でございます。こちらにつきましては、延長で250メートルとなっております。

続きまして、15節工事請負費7,560万円でございますが、これは中村地区の鍋釣東線道路改良工事でございます。延長が250メートル。主な概要ですが、舗装が約1,200平米、ブロック積みが265平米、排水溝、側溝整備でございますが、507メートルとなっております。

22節の補償、補填及び賠償金でございますが、これにつきましては、鍋釣東線電柱移設料でございます。電力柱が2本、N T Tが3本の移設料となっております。

先ほど、財源のその他という話だった……（「要するに4,900万円だということ、その他って何から来てるということ。んで、企画から」の声あり）

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、私のほうから財源関係についてお答えをいたします。

特定財源のその他という部分で、合わせまして6,810万円ということでございますけれども、これは予算書の13ページのほうをごらんいただきたいと思うんですが、繰入金の中の公共施設整備基金の繰り入れ6,810万円、今回補正をしておりますが、この繰り入れを充てたものでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） お答えいたします。23ページの教育費、スクールバス停の除雪業務についてお答えいたします。

まず、バス停の何割かというところですが、おおむねスクールバス停48カ所程度ありますが、その中でも特に、現場を歩いてみまして、歩道がなくて危険と思われる箇所等を中心におおむね30カ所程度というふう把握しておりますが、あとは降雪の状態を見てシルバー人材センターのほうでパトロールしていただいておりますので、そういった中で必要な箇所について作業をしていただくというふう指示をしております。

あとは、何センチかというふうな御質問でございますが、これは町道の除雪基準を準用した形で、おおむね10センチ程度降りそうだなというときに出勤していただくというふう指示をしているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 山崎大森沢線ですよということでございますね。それでね、今、生活道路の舗装で要望来ている人で、これであと何件くらい残っているんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

申請いただいている箇所につきましては、この2件でございます。（「要望」の声あり）はい。各行政区から相談いただいている箇所は数件ございますが、正式に生活道路の指定申請並びにこういった委託とか業務に係る案件については、この2件でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。大友三男議員。

2番（大友三男君） 17ページ、住民バス関係ですけれども、需用費の中に修繕費70万円とありますけれども、これは何の修繕費なのか。それと、工事請負費の中で5万4,000円、バス停移設工事、以前にもこれはたしか企画課のほうにお願いしていた件だと思うんですけれども、この移設工事がいつごろになるのか。それと、この補正の中には入っていないようなんですけれども、例えばこの移設工事に伴ってといいますか、これは多分プラザ、道の駅の関係だと思うんですけれども、そうであれば移設したとき、さきに、例えば利用する方がちょっと年配の方が多いので、腰かけられるような椅子といいますか長椅子といいますかね、そういうものも設置できないものなのか。

あと、19ページ、児童福祉費の中の18節の備品購入費の中で762万

5,000円というのがありまして、先ほど説明があった中で、図書購入費の中で1,400冊図書を購入しますというような説明だったと思うんですけども、購入するというか、1,400冊規模と言ったんですかね。これ、購入というふうに私は解釈したんですけども、従来からあった図書やなんかもあったと思うんですけども、それプラスアルファの1,400冊になるのか。さらに、施設備品購入費というのも含まれているんですけども、これも以前あった児童館のほうに施設整備というかあったとは思いますが、そういうもの、あともしくは遊具とかはあったのかどうか、以前ですね。それがあったとすれば、それに対してプラスアルファでこういう遊具関係とかも購入するのでその補正の金額なのか、お伺いしたいと思います。

あと、21ページ、縁の施設管理費の中での480万何がしという工事、これは窓云々というのがあるんですけども、これに関して、担当課のほうで、この間もちょっと関連といいますか、それで申しわけないんですけども、これの管理をしていらっしゃる公社のほうで、この間特別委員会があった中で、予算の関係でいろいろな話の内容というのがその中で出てきましたけれども、やはりこのようにいろいろな、その縁にしても公社関係の施設にしても、町の所有物だということで町で予算を組んでいろいろ修理なりそういう部分で予算を費やしているのだとは思いますが、そういう面でもうちょっと公社の関係で、やはり公社の経営状態なりなんなり、そういうものに対しての指導徹底みたいな形をもうちょっと強化したらどうなのかというようなことですね。

さらに、先ほど、あと23ページの住宅費の中で、工事請負費となっているので60万5,000円という看板移設工事費となっている……

議長（石川良彦君） 具体的に、どこですか。

2番（大友三男君） 23ページ。

議長（石川良彦君） 住宅費ね。

2番（大友三男君） うん、住宅費ですね。

議長（石川良彦君） 住宅管理費。

2番（大友三男君） 住宅費の中の管理費の中ですね、その中の工事請負費の中で60万5,000円という、看板設置工事となっていますけれども、これは、どこの看板で、設置するのはどの程度の大きさになるのか、何カ所ぐらいになるのか。以前たしか希望の丘関係で、看板が小さくてなかなか見えづらくて、住宅のほうに来客があってもなかなか行けませんよというような話でたしかお話しした経緯があったと思うんですけども、

その関係だとは思いますが、具体的に教えていただければ。お願いします。

あと、26ページの社会教育施設管理費の中で、委託料の中で粕川社会教育センター測量業務となっていますけれども、これはどのような目的での測量なのか具体的にお願いします。

あと、もう一つなんですけれども、44ページの保険給付費……

議長（石川良彦君） そっちは違います。

2番（大友三男君） これは後ですか。

議長（石川良彦君） はい、一般会計だけ。

2番（大友三男君） はい、じゃ、すいません。

議長（石川良彦君） ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時15分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、大友三男議員に申し上げます。先ほど21ページの縁の郷レストラン改修工事について御質問ありましたが、公社全体に対する質問の内容でありましたが、このことについては、今回、議案第56号について平成28年度の一般会計補正予算ということですので、このことについての御答弁は別の機会ということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

まず、答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、私のほうからは住民バス関係の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、修繕料の関係で御質問がありましたが、こちらの修繕料につきましては、当初予算で置いておりました主に車両関係の修繕費の予算、こちらのほうを消化いたしましたので、下半期の修繕料として今回補正計上した内容となっております。

それから、バス停の設置時期ということですが、これは、指定管理者である公社さんとも協議させていただいた上で、予算の御承認をいただきました後なるべく早目に移設のほうに取りかかりたいというふうに考えてございます。

それから、椅子設置という御提案等ございましたけれども、町のほうでは特段予算がございませんので、この辺のほうも公社さんのほうという方法がないかどうかお話し合いをさせていただきたいと思っております。以

上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） それでは、お答えいたします。

児童厚生施設費の中の備品購入費の関係でございます。

まず、図書につきましては、図書室につきましては、規模として1,400冊規模ということでございます。今回新規購入も考えておりますけれども、まず公民館の図書室のほうに現在ある図書につきましては、ダブって同じものが複数収蔵されているものについては、できるだけお引き受けして図書室のほうに移すという形で現在検討を進めているところでございます。それから、そのほか今まであった図書というのは、ほとんど今まで図書室ございませんでしたので、今回、児童館としての図書室でございますので、ほとんど今まで児童クラブとして持っていた図書はございませんです。

次に、施設の備品関係でございます。この中につきましては、室内遊具というようなものについては現在も利用しております。その分については引き続き利用したいと考えてございます。それから、今回主に購入する必要があるのは、児童館建設関係で、遊戯室なり集会室、それから乳児室、今回の図書室の関係の書架、テーブル等が主なものでございまして、児童クラブの部分としては、現在使っている備品でそのまま移しかえするというようなものはほとんどございませぬ。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

23ページの第4項住宅費1目住宅管理費15節工事請負費の看板設置工事の件でございますが、これにつきましては、希望の丘団地の看板設置でございます。設置基数につきましては2基、設置場所につきましては現在と同じ場所を予定してございます。看板の大きさでございますが、縦が80センチ、横が1メートル50センチ、高さが1メートル80センチでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） それでは、私のほうから答弁させていただきますのは、26ページの社会教育施設管理費の粕川社会教育センター測量業務の内容について御説明を申し上げます。この測量業務につきましては、正門からの進入路部分、校庭に行くまでの進入路部分の一部を拡幅するための用地測量となっております。以上でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。大友三男議員。

2番（大友三男君） 17ページの住民バス管理費の関係で、車両の関係での補正ですと、下半期のということなんですけれども、これはちょっとこの間の一般質問の中でもお話しさせていただいたと思うんですけれども、ちょっと車両のほうの整備に不備が相当あるようなので、やはり今現在車両番号といいますと559、ピンク色のバスなんですけれども、これが、ちょっとお客さんのほうからの情報で、もう動かなくなっちゃって修理に入っている状況で、BGのバスとコミュニティバスを使っていますよというようなことでちょっと情報をいただいた経緯があるんですけれども、このように補正を組んでまでいろいろと車両の修理代といいますか維持費みたいな形で出しているところがあるんですけれども、本当に徹底されてその車両管理がなされているような情報がないように見受けられるところがあるので、やはりそういう面で果たして、こういうふうに全くその状況も把握しないような状況の中でこうやって補正まで組んで、その車両の維持費というんですか修理代というんですか、そういうものまで補正を組んでまで果たしてこれでいいのかなと私は本当に不思議に思っているんですけれども。

今回のこの補正の予算に絡んでの話になりますけれども、以前もちょっとお聞きしましたけれども、一般質問の中でも、臨時議会だったですかね、要するに、事故関係で1車両がちょっと使えなくなっちゃって、BGとコミュニティバスのほうの関係で、そちらのほうを代車として使わせていただいていますよと。じゃあ、その損料分というのが発生するわけなので、その分を何とかどこかの形で負担していただくことできないんですかという中で、町の事業で、町の関係で使うんだから、それはできませんよという話があったんですけれども、この関係のこの委託している業者さんに対してこのように修理代まで補正で組むような形の中で、28年度の方として、年間契約の中で廃止といいますか、だめになった車両の維持費、要するに3月からもうだめになっているわけですからね、このバスは。それがこれから来年の29年の3月までの維持費として予算化されているはずなんですけれども、これなんかでも途中である程度話し合いのもとで、たしか私の記憶で指示書か協定書の中で途中で何かあった場合は話し合いのもとで変えることもあり得ますよというのが文面で載っていたと思うんですけれども、その件とか、もうちょっとやはり担当課のほうでこういう補正を組む前にもそういうものもきちっと精査して、予算といいますか、補正もそうですけれども、きちっとやれないものなのか。あと、きのう、おとといか、の一般質問の中でも指示

書を書きかえましたと、いろんな意味でと、車両管理とかそういう部分でもいろいろと指示書を書きかえましたというようなことがあったので、やはりその、また議長に言われるかもしれませんが、予算ですからということで。もし指示書があるのであれば、後ほどでもいいので出していただければありがたいんですけども。

あと、19ページの児童厚生施設費の中での外構工事が2,833万円というのが出ていたんですけども、これは外構工事ですよ、本体工事とは別の予算なんですよということだったんですけども、これは、補助事業の対象になっているのかどうなのか、この外構工事の分ですね。外構工事とか看板設置工事、遊具設置工事、こういうものが補助事業の対象になっているのか。なっていないのであれば、もうほとんど100%町税を負担するというような形なんでしょうけれども。この補正に組む前にこの外構工事や何かだっって把握しているはずなので、一般会計予算のほうでなぜそれを提示できなかったのか。いつも私は、補正でどうのこうのというのがちょっと、一般会計でもやれるでしょうというようなことで不思議して聞いた経緯もあったんですけども、やはりその件をちょっと詳しく御説明していただければと思います。

あともう一点、26ページの社会教育施設管理費の中での測量設計の部分で、正確な数字がここにちょっと出てないので、粕川社会教育センターの測量設計部分の金額をできれば教えていただければと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、私のほうからバス関係についてお答えをさせていただきます。

まず、修繕料の関係で、バスの車両の整備に関する御指摘ということでございますけれども、バスの修繕料のほうは、これは議員も御承知のことと思いますが、20万円を超える修繕料につきましては、協定書の中で町においてその修繕料を負担するというような取り決めとまずなっております。それから、現在運行しているバス車両、これがそもそも新車というわけではございません。従前から走っている車ということで、経年劣化のほうがまずあるということと、それから、以前の指定管理者であります公社のほうで運行していた際に、どうも適切な整備というのが完全に行われてこなかったといったような経緯が見受けられるというようなことで、現在の民間の指定管理者にかわりましてから、その部分の新たな修繕の必要性というのが見つかったりしまして、昨年来そういっ

た修理のほうを対応したというような経緯のほうがございます。それで、なかなかこの修繕料の関係は、適切な修理、適切な点検等を行っていたとしても、ある程度の修繕というものはバスの経過年数等々からいたしましてかかってくるのはある意味ちょっとやむを得ないことなのかなというふうには認識をいたしております。とはいえ、御指摘のほうにもございましたとおり、車両の適正な点検等々につきましては、なお私のほうも、これも現場のほうでどのような対応ができるのか具体的などころを今後対応していければというふうに考えてございます。

それから、こちらのほうに出しました行政処分関係の指示書ということでよろしかったと思うんですが……

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

まず、今回の補正に係る事業費の補助対象かということにつきましては、児童館建設そのものが単独事業で行っていきまして、地域活性化事業債という起債を財源としまして事業を執行しているところでございます。今回補正に上げております、外構工事、それから遊具設置工事につきましては、起債の対象という形で、財源措置のほうも2,500万円の地方債を充当させていただくという考えでおります。

それから、全体的な内容として、当初段階で全て事業費として計上できれば確かに好ましかったわけでございますけれども、本体の実施設設計が最終的に固まったのが3月末でございます。そういう関係もありまして、施設の位置なり内部構造がまだ確定しない中で全ての外構なり備品等を確定することが、予算のスケジュールに合わせてすることができなかつたということでございますので、今回補正で計上させていただいたものでございますので、どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

26ページ、社会教育施設管理費の委託料のうち粕川社会教育センター測量業務に係る費用といたしましては、約340万円ほどでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。大友三男議員。

2番（大友三男君） じゃ、もう1点だけ。住民バスでもう一度お願いします。やはり修繕費70万円というのは、どの部分の修理費。要するにその20万円以上の部分に関しては町で負担しますよということで今答弁ありましたけれども、70万円ということはもう相当大的い金額なので、やはりそ

の部分ほどの部分なのか。

そして、先ほど来、従来住民バスを公社で委託していたときの修理工場がいかげんだったみたいな答弁があったようでございますけれども、それは私も当事者としてそこに勤務していた関係もあって、十分そのバスの状況といたしますかね、確かに年数もたって古いというのはわかりますけれども、私はその当時ずっとその整備工場やなんかのほうにも出向いていろいろと修理の状況なんかも見てきた経緯も個人的にですけれどもあるんですけれども、決していかげんな修理をしていたとは思っておりません。なぜかという、もう住民バスの場合は補助車といいますか予備車が1台しかなくて、それも従来はなかった、それを何とか1台都合いたしましてね、それでもやはり修理が来れば、なかなかその少ない台数で運行しなきゃいけないというのがあって、修理にかかる日数がさほど設けられないと。そういう条件下の中でやっぱりかなりその修理工場は努力していたと私は見えています。

その中で、今回この業者さん、民間さんにかわってから私はずっと見えていますけれども、今現在も整備不良の状態で行っているというのが見受けられるわけですよ。要するに、前の修理がいかげんだからとか、そういう問題ではない部分が見受けられるんですね。いまだに、その車両名を言いますとコースターといってネズミ色の、たしか何かの補助の形で町に寄附された車両だったと思いますけれども、あれなんかでも、いまだに補助ステップというものが出ない状態、出しても戻って、安全装置が働いてアクセルペダルを踏めないというような構造になっているので、それで走行できなくなると。これは私が当時そこに勤めていたときからあった故障箇所なんですけれども、それが、ある程度私が修理を依頼したときには、前の修理工場のときには、ある程度直って出てきた部分もありました。だけれども、その後また故障してと。そのために、補助ステップを出すと走行できないというので、運転手によっては出さないで、お年寄りの方が大分困って乗降しているという部分があったようです。そういう中でできるだけ、整備不良の状態だと、何かあった場合には要するに住民バスのほうが悪くなりますよということで再三私は言ってきた経緯もあったと思うんですけれども、このように本当に整備不良の状態で行っている部分があるんですよ。

だから、こういうふうに修理代を町が負担して出すのもいいんですけれども、一応協定書なり指示書なりの中でこういうふうな20万円以上にかかった部分は町で負担しますよというのがあるようなんですけれども、

やはりそこは、これは貴重な町民の税金を例えば1万でも2万でも1円でもそうですよ、こうやって補正で組んだり一般会計予算で組んだりするわけですから、もうちょっとやはりその部分はきちっと管理といいますかね。先ほどもある議員の方から一応質問があつて、きちっとこれからやりますよという答弁はありますけれども、やはりそこは、今までも要するにそういうような部分で、やはり指導徹底しますよと、町長のほうからもいろいろとそういう御答弁があつて、担当課のほうできちっとやりますからというようなことだったと思うんですけれども、やはりその……。町長も大変だと思うんですよ、こういうふうな状況が続いているということは。だから、担当課である課のほうでもやはりそこはちゃんと把握していただいてね、ちょっと話が長くて申しわけないですけれども……

議長（石川良彦君） 質問は簡潔に。

2番（大友三男君） ええ、すぐあと終わらせますから。

この間のある方の一般質問の中で、違反した箇所の部分で、掲示しなきゃいけないと、会社のほうに、その部分をね、公表しなきゃいけないというのを何で確認しましたかと言ったら、写真で確認しましたという話だったですよね、要するに。業者さんが提示した写真で確認しましたということだったと思うんですけれども。あんなもの、ぼんと張って写真を撮って、外して写真だけよこしたら、それで終わりですよ。だから、以前にも話しましたがけれども、極端に言うと虚偽報告している会社です、はっきり言って。前の一般質問でもやりましたけれども、虚偽報告する会社なんです。だから、要するに、抜き打ちでも何でもやっていかないと、そういうものが改善されないと思うんですよね。だから、改善されることを前提でこういうような補正予算というものを出していただかないと、なかなかやっぱり認めることできないんじゃないかと。ですから、やっぱりその件に関して、簡単でいいですからお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

この前の答弁の際に修理工場がいいかげんだったという表現は私はしていなかったかと思うんですが、切りかえの際に、新しくその別の整備工場のほうに入れた際に、何かこうすぐに不具合が見つかったということ報告を受けておりましたので、そういった状況が見受けられるという断定的な表現ではなくて、見受けられるという私の感じたところの表現で御答弁を差し上げていたところでございます。

それで、修理あるいは整備の関係につきまして、もうちょっと厳しくというような御指摘でございますけれども、その辺が私のほうで行き届かない部分につきましては、これは率直におわびを申し上げるしかありませんが、今後はその現場のほうでどういった対応がやっていけるかどうかというようなことも含めまして、これはぜひ議員のアドバイスなどもいただきながら今後対応していければというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 16ページの7目交通安全対策費の中の11万4,000円、チャイルドシート購入費とありますが、なぜここに出てきたのか。本来ならば、当初予算で何基と購入して、ことしはこうだよというふうにして予算をとるんじゃないかなと。それ以上にオーバーしたのか、現状はどうなのか、その辺をお聞きします。

それと、7ページの債務負担行為補正の追加1番の公会計仕訳システム賃貸借、これは3年間のようでございますが、これは公会計ですから民間と同じような複式簿記で今回公もやるんだということだと思いますが、今後どのようなスケジュールでそういうものが入ってくるのか、また3年間でこれは大丈夫なのかどうか、その辺も含めてお聞きいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） まず、16ページの交通安全対策費の備品購入費のチャイルドシートの件でございます。今お貸ししているチャイルドシート、平成19年に購入したものでございまして、24台保有しております。そのうち22台を貸し付けしております。そうしますと2台しかない状況で今でございます。当初予算にということだったんですが、当初予算積算時に見通しがつかなかったということになろうかと思いますが、少子化対策の一環としましても、今後希望者に応えられるようにと思ひまして6台、今後は、年数も経過しておりますので更新も含めて来年度以降対応していきたいという考えでございます。

それから、7ページの債務負担行為、予算計上課としての答弁をさせていただきたいと思うんですが、当初説明の中で企画財政課長から、貸借対照表作成のための仕訳システムの賃貸借ということでございますので、設定期間3年間でということなんですが、3年の期間借りて、その以降も借りるようになるかと思いますが、今回は3年間の設定で賃貸借契約の債務負担行為を提案しているものでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） その中で、例えばこの貸借対照表なりというのは、今のなじみというか、水道事業、公営事業はそのとおりやっておるかと思えますけれども、非常になじみが薄い。そういうことからして、この仕訳というのにも、非常にその時間的なものとかそういうものがなれるまでかかるんじゃないかと私はそのように思うんですが、この資産・負債、バランスシートをつくる、そういうようなものについてのその職員というものの教育または研修、そいなのはどのように考えておられますか。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

今ほどの総務課長の答弁に若干補足をさせていただきながらお答えをしたいと思います。この公会計仕訳システムの貸借、3年となっておりますが、これは、現行の財務会計システムのほうと連携をいたしまして取り組んでシステムのほうを動かしていくということになっておりますので、当面財務会計システムの貸借の期間と合わせた形で今回期間のほうを設定させていただきまして、その後につきましても、財務会計と一緒にこれは動かしていくようになると思いますので、今後はその総務省の方針に従いましてこの辺のところは対応していくようになるかと思えます。

それで、今回の公会計改革、要請されておりました、これは平成29年度の決算から、貸借対照表、それから行政コスト計算書、総資産の変動計算書あるいは資金収支計算書といったような、いわゆる財務諸表とされている部分につきまして、これの決算での報告等が必要になるといったようなものでございまして、これにつきましては、平成29年度の当初予算のほうからそのシステムのほうを動かしていく必要があるということで、今回御提案したものとなっております。

それから、要はバランスシート作成上の仕訳という部分ですけれども、システム上は、現在の現金主義の金銭会計、負担行為をしていく際に、仕訳のほうは総務省の基準に従いまして自動で行われていくことになりまして、したがって、そのバランスシートやらそのほかの財務諸表というの、決算のときにこれはシステムのほうから自動で提出がなされるといったようなものになるかと思えます。その意味では、この仕訳に関する職員の教育というのは特段必要がないものというふうに考えておりました、実際はその決算に対する、要は総務省で見える化というような言い方をしておりますけれども、全国同じような基準のもとで、

どなたにもわかりやすいようにその決算の内容を公表し、その内容について住民の理解を得るといったような方針から実行されるものでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 今、数字を入れればすぐその場で出てくるということでございますけれども、要するに、その数字を入れる、それが正しいのかどうか、出てきた数字が、それがどうなのかということが見られないとだめですよ。要するに、その過程があって、しっかりとその数字が最終的に合っているかどうか、そういうことも確かめるということが非常に大事なことなんだと私は思います。そういうところから私は、職員に対する教育ということ、これも非常に大事になってくるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

その辺の取り扱いにつきましては、財政担当職員のほうは当然その辺の仕組み等々につきましてはいろいろ勉強しながらやっていくわけでございます。ただ、通常の一般の負担行為をしている職員については、特にそこまでの意識はなく、今までどおりやっただけであればこういった財務諸表の対応が必要になるといったような部分でございます。要はその決算内容の見える化を前提にしたものでございますから、これは財政担当のほうで十分に研修等をいたしまして対応してまいりたいと考えてございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第56号 平成28年度大郷町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第57号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 日程第15、議案第57号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第57号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第58号 平成28年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 日程第16、議案第58号 平成28年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。大友三男議員。

2番（大友三男君） 44ページ、保険給付費の中で、第1項2目の地域密着型介護サービス給付費となっていますけれども、これ、説明欄のほうに地域密着型介護サービス給付費とあって、これは、大変申しわけないんですが私の無知だと思うんですけども、これはどのようなといいますか、民間会社さんに出ているのか、要するに事業所さんといいますかね、そういうものに出ているのか、御説明いただければ、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

基本的にはサービス事業者のほうへの給付費を支払いしているということなんですけれども、これにつきましては、介護保険法の改正によりまして、小規模介護通所事業所で従来ありました、居宅型で。その部分のうち、定数が18人以下の事業所について地域密着型サービスとして移行されたと、制度上移行されたということになりまして、この地域密着型に移行したことに伴いまして、歳出の予算科目が従来の居宅介護サービス等給付費から2目の地域密着型介護サービス給付費へ移動したということでございまして、その分の組み替えという形で同額を増減させていただいているものでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） これは、18人以下のサービス提供の事業所さんということだという説明だったんですけれども、何社といいますかね、何事業所ぐらいあるのか、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

地域密着型というのは基本的に市町村に任されるということございまして、町内のウィングでございます。ウィングで従来行っていた小規模介護通所事業を地域密着型のほうへ移行したということでございまして、対象施設としては1カ所でございます。以上です。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第58号 平成28年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第59号 平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計
補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 日程第17、議案第59号 平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第59号 平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第60号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計補正
予算（第1号）

議長（石川良彦君） 日程第18、議案第60号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。5番若生 寛議員。

5番（若生 寛君） 53ページの下水道管理費13節で委託料、ここで長寿命化計画策定業務というのはどのようなものなのかお聞きします。

あと、下水道事業全体計画変更業務とありますが、これは、どのような内容で、変更どのようになるのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず、下水道事業長寿命化計画策定業務について御説明いたします。

この業務につきましては、下水道施設、いわゆるマンホールポンプや電気施設の健全度に関する点検調査結果に基づきまして、長寿命化対策に

係る計画を策定し、当該計画に基づき、予防保全的な管理を行うとともに、施設の長寿命化を含めた計画的な改築等を行うための計画を策定するものでございます。本年度策定いたしまして、次年度から長寿命化対策として下水道施設の管理を行っていくものでございます。

もう一点の下水道事業全体計画変更業務でございますが、大郷町の下水道事業に係る全体計画につきまして、区域の見直しを行い、今年度、全体計画を策定し、来年度、具体的な事業計画を策定するために行うものです。この業務につきましては、現在の下水の認可区域が272.4ヘクタールでございます。見直しの区域が72.9ヘクタールでございます。見直し後の区域が345.3ヘクタールでございます。現在の認可区域に、例えば高崎団地や今後見込まれます施設並びに農業集落排水事業区域を追加いたしまして、全体計画の策定をするものでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

5番（若生 寛君） この全体計画の変更することによって、受益者に利益が生まれるとか不利益になるとか、そういうことはどうなっているのか。

議長（石川良彦君） 負担あるかないか、そういうことだね。答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） あくまでも今回、計画策定でございますので、維持管理費等につきましては精査したわけではございません。ただ、受益者にとって使用料が上がるとか受益者分担金が例えば今よりも高くなるというようなことは、今のところ想定はしてございません。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございせんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私も受益者にどういう影響はないのかなということ。今のところはもちろん上がりますということとは言えないと思うんですが、例えば高崎団地とかいろいろな施設、農業施設云々ということですが、いわゆるこの地域の延長することによるかかる経費が総体的に加算、ふえれば、そこの方々がより以上に、かかった経費以上にその利用で、いわゆる何と申しますか、プラス・マイナスでプラスというか、町からすれば利益が上がれば安くなるんでしょうが、どうも考えてみれば、そういう延長することが下水事業にとって負担が増してくるのではないかという感じを持つわけなんです。その辺については今のところ計算していないから大丈夫ではないかということですが、当然のことながら全体的なその費用の負担が、全体で見ることになると思うので、そ

ういう点では上がることも十分に考えられるのではないかと。新たに今回72.9ヘクタール云々というような面積まで説明されましたが、この面積というのは、このような大郷地域にあって、一方でもっと延ばしてほしいという下水の要求がありながら、それを経費がかかるからということでストップしておきながら、一方で、定住化ということで今回、もちろんその来る方々にはあらゆる施設の充実なり文化的な生活を営むための土台をつくるのはわかるんですが、最終的には全体の負担になってくのではないかという意味で、どうもその辺の町の姿が見えないんですが、町長、今担当課からは負担ないようにしたいということでございますが、単純にそう理解していいんですか、この分は特別な会計で何か対応するような考えがあるわけですか、その辺について確認しておきたいと思います。

今は下水道のこの全体計画の変更についてですが、それから長寿命化計画について、これ、何か健全化云々ということがありましたが、県か国からこういうことしなさいというような指示か何かあるものかどうなのか、その辺について。町独自にこれは考え出して長寿命化計画の策定業務が始まるのに、やるには余りにも立派過ぎるなという感じを受けるわけですが、その辺の経過など、この策定に至った状況についてお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） まず初めに、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） まず、経費の件でございますが、当然管路を布設することによれば事業費等がかかってまいります。それで、全体計画を見直した中で、粕川の処理場の維持管理費だったり、そういったものが全体的なトータルコストの中で減ってくる場合も考えられますので、今後、そういったトータル的な面も含めまして、その受益者に対する負担、今のところは、先ほども答弁させていただきましたが、現在のところはかからない方向でというふうに考えておりますが、今後、計画の中で、よりいい方向に検討したいと思います。

あと、長寿命化計画の件につきましては、国並びに県の指導のもと行っております。以上でございます。

12番（千葉勇治君） 町長からちょっと。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 下水の区域の変更でありますけれども、今の課長の説明に尽きるわけでありますけれども、やはり新しくさまざまな今後住宅が予想される地域におかれましては、当然下水の地域、指定をしなくては

ならないわけでありまして。だから、それなりに負担が伴うというわけでございませぬので、そうした中で、ただ今回、粕川地区の最終処分場がかなり老朽化してきたと。そうした中で、今の広域下水道のほうに連結したらどうだという県なり等々の指導等もあるわけでありましてけれども、いずれにしてもそれらを区域に入れまして、そうした中で、では、工事費がかさんで、皆それぞれ受益者の方々に負担が伴うんじゃないかということでもありますけれども、それら等については今のところは負担はないものと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今、粕川地域という、農集排の管で、農集排でやっている事業についても何か影響するような話をお聞きしたわけですが、農集排とどういう関係出てくるのか。粕川地区というような表現ですが、粕川のほうにも今回下水を延ばす計画でいるということで、どうなんですか、その辺。ちょっと私、今説明の聞き方が悪かったのか、そのように理解したんですが、その辺どうなのか。

それから、高崎団地、もうこれはわかるんですが、これまでいわゆる合併浄化槽の設置について費用対効果ということで大分やってきた経過があるんですが、その辺について、合併浄化槽での対応というのはどのように検討されているんですか、この団地、特に本管から離れているような地域なりその辺について。これまで近くの方々は多分団地来る前は下水が行ってなかったのかなと思うんですが、どうなんですか、高崎団地、あの辺は行っているんですか。（「行ってる」の声あり）行っているんですか。なおさらその辺の確認も含めてお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

粕川地区につきましては、現在、農業集落排水事業で下水を行っておりますが、それを公共下水道の中に取り組んだ形の中での全体計画でございます。要は、農業集落排水事業と下水道事業を1つにいたしまして、そのくくりの中で全体計画を策定するというようなものです。（「計画ね」の声あり）はい。

あと、高崎団地につきましては、下水道の管は行ってございます。（「行ってるの」の声あり）はい。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 今の下水道事業全体計画の中でなんですが、今、味明、山崎、不来内、合併浄化槽ということになっているわけなんです、今

後、未明ニュータウン、ここが、要は団地ができた場合ですね、ちょうど用水路ですか、定期的に月に1回検査に行くわけなんですけど、要はバクテリアですか、その増殖をするためということだと思っんですが、この用水のほうに流した場合、これは何の問題もないのかあるのか、前に調べたのかどうか分からないですけど、その辺ちょっと聞きたいなと思っんですが。最近、用水路を見て、魚等関係が大分見えませんよ。この辺のものがあるのかどうか。要は公共下水につないでいただきたいなと、未明ニュータウンですね。莫大な経費もかかると思っんですが、あの未明ニュータウンをどういうふうに主導していくのか、合併浄化槽にするのか。できれば、松島あたりなどホテル関係、2期工事までやって、あの下水道ですか、その施設やったわけなんですけど、ところが余りお客さんが来ないということでキャパが大分あいていると思っんですよ。これはなかなか難しいと思っんですが、これからの発想の中ではそういう取り組みも必要かなと思っんですが、まず未明ニュータウン、どういう形にもっていくのか、あるいは合併浄化槽ね、皆用水のほうに流していくのか、その辺の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

未明ニュータウンにつきましては、当初、企業のほうから御相談を受けたときに、こちらにつきましては公共下水道のエリアでないので合併浄化槽の対応ですということで協議をしております。以上でございます。

議長（石川良彦君） そういえば、合併浄化槽の排水のことを……ここと直接関係ないですが、同じ担当課だから、ついでに、じゃ、わかる範囲で、はい。

地域整備課長（三浦 光君） 合併浄化槽の排水につきましては、排水基準に基づいたもので排水を行っておりますので、そういった放流の水質につきましては、基準を満たしたものと思っております。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 水質調査などは行っているんでしょうか。田んぼ、水口にワカメみたいなものが大分付着して稲が倒れそうになっているんですよ。要は、あの下流のほうで今後大丈夫なのかなという話をされるものですから。

議長（石川良彦君） その水質検査については町民課所管でありますので、直接、後で聞いてください。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第60号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第61号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 日程第19、議案第61号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 事務局に聞けばあれなんです、事務局でない、直接聞けばよかったんだが、修繕料というのは、どういう内容になっているのか。まだ処理場出てから十八、九年ですが、この辺について。それで、今回の修繕料と今後の見通しとといいますか、結構修繕について今後かかってくるのかなというような予測も、先ほどもいろいろ出たようですが、そういう将来の見通しについてもあわせてお聞きしておきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず、修繕料の件でございますが、これにつきましては、処理場のスクリーンユニット、いわゆる除じん機の制御盤の基盤が故障してございまして、その基盤を交換する修繕料でございます。

それで、今後かかるものというか、現在処理場の維持管理契約を結ん

でおります。その中で毎月点検し、点検報告をいただいた中で、軽微なものにつきましてははすぐ対応しておりますし、今後見込まれるもの等につきましては、今のところ報告は受けておりませんが、機械でございますので、今後どういった故障等が想定されるかわかりませんので、その辺は定期的な維持管理をした中でしっかりと管理運営をしたいと思っております。（「はい、頑張ってください」の声あり）

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第61号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第62号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 日程第20、議案第62号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第62号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第63号 平成28年度大郷町水道事業会計補正予算
(第2号)

議長（石川良彦君） 日程第21、議案第63号 平成28年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第63号 平成28年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

ここで10分間休憩といたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時18分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 認定第1号 平成27年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第2号 平成27年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 2 4 認定第 3 号 平成 2 7 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 4 号 平成 2 7 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 認定第 5 号 平成 2 7 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 7 認定第 6 号 平成 2 7 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 8 認定第 7 号 平成 2 7 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 9 認定第 8 号 平成 2 7 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 0 認定第 9 号 平成 2 7 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議長（石川良彦君） 日程第22、認定第1号 平成27年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、認定第2号 平成27年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第24、認定第3号 平成27年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第25、認定第4号 平成27年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第26、認定第5号 平成27年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第27、認定第6号 平成27年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第28、認定第7号 平成27年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第29、認定第8号 平成27年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第30、認定第9号 平成27年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号について説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、私のほうからは、認定第1号 平成27年度一般会計の決算認定について御説明を申し上げます。

決算書のまず3ページのほうをお開きいただきたいと思います。

認定第1号 平成27年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成

27年度大郷町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤間正幸

それでは、初めに一般会計決算の概略について御説明をさせていただきますと思います。

決算書の1ページのほうの各種会計決算額の総括表をごらんいただきたいと思います。

まず、一般会計の歳入でございます。

収入済額C欄をごらんいただきますが、歳入総額53億624万9,786円、予算対比は95.77%、前年度比では約5億9,300万円の増となっております。

次、歳出につきましては、支出済額のE欄でございます。歳出総額49億4,485万5,469円、予算対比は89.25%、前年度比は5億7,300万円ほどの増となっております。

それでは、まず初めに、一般会計決算全体の概観につきまして御説明申し上げたいと思います。

まず、歳入の部分から御説明したいと思いますが、歳入については4ページから9ページまでの部分でございます。

まず初めに、町税の部分でございますけれども、町税の関係は、固定資産税が堅調な伸びを見せている一方で、個人及び法人町民税、市町村たばこ税は前年度を下回っておりまして、町税全体では0.1%の微減となっております。

それから、各種交付金につきましては、消費税増税の影響の平年度化等によりまして、前年度比でプラス38.7%と、大幅に前年度を上回ったところでございます。

地方交付税につきましては、震災復興特別交付税の増、これにつきましては、黒川地域行政事務組合で行っておりますごみ焼却施設の整備関係分、これが算入されたことによる影響が大きいものでございますけれども、これによりまして、総額ベースで前年比で5,400万円ほどの増となりました。

国庫支出金につきましては、住宅関連の社会資本整備総合交付金、臨時福祉給付金及び地方創生関係の補助金の増により、また県支出金につきましては、多面的機能支払交付金等農業関係交付金の増によりましてそれぞれ前年度を上回ったほか、繰入金においては基金繰入金の増によ

り、町債につきましては投資的事業の増によりまして、それぞれ前年度を上回り、歳入総額では対前年比で5億9,300万余、率にして12.6%の増となったところでございます。

続きまして、歳出関係でございます。歳出関係は10ページから13ページにかけての部分となります。

まず、目的別に見ましたところでございますが、第2款の総務費が、地方創生関連事業及び未来づくり基金積立金の影響により前年比でプラス15.4%となりましたほか、4款衛生費は、黒行の負担金の増の影響により同じくプラス30.2%、また7款の土木費におきましては、町営住宅及び橋梁改良工事等の影響によりまして、こちらもプラス29.9%と前年度を上回ったことが特徴的などころとなっております。

次に、性質別に見た内容でございます。性質別につきましては後ほどまた詳しく御説明をいたしますが、工事請負費に代表される投資的経費につきまして、高崎団地の整備事業や橋梁改良工事の施工によりまして、前年比でプラス42.2%と大幅に増加をいたしましたほか、義務的経費につきましても、プラス2.1%とやや増加をいたしております。さらには、黒川地域行政事務組合への負担金の増、宅地分譲事業特別会計の設置による繰出金の増を主な要因といたしまして、その他の経費も全体でプラス13.9%となりまして、歳出総額は対前年でプラス5億7,300万余、率にして13.1%の増となったものでございます。

以上のように、平成27年度の決算におきましては、震災復興からの踊り場を経まして、町の将来的な発展に向けた生活基盤の整備あるいは投資を行うステージに入ったということが決算の特徴的などころと考えてございます。

次に、財政運営面でございます。

財政運営面につきましては、個人・法人とも町民税に伸び悩みの兆候が見られる中で、地方財政対策におきましては、高齢者対策及び自治体情報システムに関する、いわゆる重点課題対応分及び地方財源不足額に関する折半ルールにつきまして平成29年度以降の取り扱いが不透明であること、それからゴルフ場利用税の廃止の議論、これが再燃していることなど、懸念事項が少なくありません。この辺のところを、地方財源の確保という部分につきまして、全国の知事会、市長会等により構成されている地方6団体におきましては、地方公共団体の行政水準の維持と真の地方創生のため地方交付税の財源保障機能の確保などを国に要請しているところでございますが、過度な期待はできず、なお楽観できない状

況にあると認識をしてございます。従来より無駄のない予算の執行に努めているところではありますが、本町にとりましては、引き続き厳しい状況が続くものと認識をいたしております。

それでは、続きまして、款ごとに決算の概要を御説明いたします。

決算書のまず4ページ、5ページの部分をごらんいただきたいと思っております。

それでは、歳入の部分から、決算数値につきましては適宜千円単位で御説明をさせていただきますと思っております。

まず、第1款町税10億7,919万5,000円、前年比0.1%の減でございます。収入未済額につきましては5,854万7,000円でございます。前年度より155万円ほど減少いたしております。

第2款地方譲与税4,988万6,000円、前年比4.4%の増でございます。

第3款利子割交付金106万8,000円、前年比14.1%の減でございます。

第4款配当割交付金は240万7,000円、前年比24.5%のこちらも減でございます。

第5款株式等譲渡所得割交付金247万9,000円、前年比39%の増となっております。

第6款の地方消費税交付金1億6,660万2,000円、前年比62.3%の増となっております。こちらは、平成26年4月以降の消費増税の影響が平年度された影響によるものでございます。

第7款ゴルフ場利用税交付金6,433万1,000円、前年比4.3%の増でございます。これは、1日当たりの利用者数が約6%ほどふえた影響によるものでございます。

第8款自動車取得税交付金1,203万9,000円、前年比34.4%の増でございます。

第9款の地方特例交付金は281万9,000円、前年比で10.9%の増となっております。

第10款の地方交付税は17億3,319万9,000円、前年比3.2%の増となっております。震災復興特別交付税の増による影響が主な要因でございます。

第11款交通安全対策特別交付金107万9,000円、前年比2.6%の増でございます。

第12款の分担金及び負担金は2,954万6,000円、前年比9.7%のこちらは減となっております。要因は、ため池改修分担金の減によるものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きいただきます。

第13款使用料及び手数料7,400万8,000円、前年比3.7%の増でございます。主な要因は、家庭ごみ処理手数料の増によるものでございます。なお、収入未済額の主な要因は、住宅の使用料によるものとなっております。

第14款国庫支出金6億3,014万3,000円、前年比24.5%の増となっております。こちらにつきましては、地方創生、マイナンバー制度、それから臨時福祉給付金及び町道・公営住宅に係る社会資本整備総合交付金の増によるものでございます。なお、収入未済額につきましては、平成28年度への繰越事業に係るものとなっております。

第15款県支出金2億8,437万3,000円、前年比で19.9%の増でございます。主な要因につきましては、多面的機能支払交付金ほか農業関係の交付金の増によるものでございます。なお、県支出金の収入未済額につきましては、災害復旧事業に係る平成28年度への繰越事業分となっております。

第16款財産収入7,954万1,000円、前年比で135.5%の増となっております。こちらは、旧味明小学校敷地の売り払いにより増となった内容でございます。

第17款寄附金509万3,000円、前年比300.7%の増でございます。要因といたしましては、教育費寄附金の増によるものでございます。

続きまして、第18款繰入金3億8,696万3,000円、前年比では189.3%の増となっております。こちらは財源調整のための基金繰入金の増に伴う内容でございます。

続きまして、第19款繰越金1億9,157万2,000円、前年比で18.9%のこちらは減でございます。繰越明許費等を含めた前年度繰越金となっております。

第20款諸収入1億7,570万5,000円、前年比0.6%の減でございます。要因につきましては、前年度建物災害共済金の減によるものでございます。なお、収入未済額の主なものといたしましては、農山漁村活性化支援事業補助金の過年度返納金の7,500万円、未来づくり貸付金の未償還分の2,600万円、奨学資金貸付金の滞納分262万4,000円となっております。

次のページ、8ページをお開きいただきます。

第21款町債3億3,419万6,000円、前年比13.9%の増となっております。こちらは建設事業量の増によるものでございます。

以上、収入済額の合計は53億624万9,786円でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。

10ページ、11ページ、まずごらんいただきます。

第1款議会費につきましては1億133万3,000円、前年比では0.1%の増、ほぼ前年同様でございます。

第2款の総務費は7億9,849万5,000円、前年比で15.4%の増となっております。総務費につきましては、総務管理、それから町税の賦課徴収、戸籍、選挙、統計、監査の各事務に要した経費となっております。主な支出といたしましては、人件費、それから庁舎管理費、公共施設整備基金の積み立て、住民バスの運行費、住基・税等の電算業務に係る内容でございます。前年対比の増加の主な要因といたしましては、地方創生関連の事業費、それからマイナンバー制度導入に関する電算システムの改修費、公共施設整備基金積立金の増などによるものでございます。なお、総務費における翌年度繰越額は、情報セキュリティ強化対策事業によるものとなっております。

続きまして、第3款民生費9億8,767万6,000円、前年比で5.1%のこちらは減となっております。民生費につきましては、社会福祉、児童福祉の各事務事業に要した経費でございます。主な支出としましては、人件費のほか、高齢者及び障害者福祉、児童手当、医療費助成、並びに保育所・放課後児童クラブ運営経費に係るものでございます。前年対比で減少した主な要因といたしましては、子育て世帯臨時特例給付金の事業関連費、並びに介護保険特別会計への繰出金の減による内容となっております。なお、民生費における翌年度繰越額は、臨時福祉給付金及び児童クラブ施設の解体工事等に係る内容となっております。

続きまして、第4款衛生費4億3,489万7,000円、前年比30.2%の増となっております。衛生費につきましては、各種住民健診や母子保健事業、生活環境対策、黒川病院経費の補助、ごみ収集業務、黒行の負担金、浄化槽会計への繰り出し、そして上水道負担金に要した経費となっております。前年対比で増加した主な要因といたしましては、黒行負担金の増による原因でございます。

続きまして、第5款農林水産業費2億4,448万3,000円、前年比では23.4%の増でございます。農林水産業費は、農業委員会事業、農業畜産振興事業、土地改良事業の負担金、林業振興事業等に要した経費となっております。主な支出といたしましては、人件費のほか、米価下落対策臨時交付金、多面的機能活動組織交付金、農地中間管理機構集積協力金、並びに開発センター、縁の郷の指定管理委託料、農集排会計への繰

出金となっております。前年対比で増となりました要因につきましては、多面的機能活動組織交付金と県の交付金関係の増によるものでございます。

続いて、第6款商工費4,496万1,000円、前年比では106.1%の増となっております。商工費は、商工振興事業、観光振興事業等に要した経費でございます。主な支出の内容といたしましては、人件費のほか商工会助成などとなっております。こちらは、前年度からの繰越事業となるプレミアム商品券の発行事業助成によりまして、前年度を上回った内容となっております。

続きまして、第7款土木費8億4,713万6,000円、前年比29.9%の増でございます。土木費につきましては、土木管理、それから道路橋梁、河川、住宅、公園の管理費、都市計画の事務事業に要した経費となっております。主な支出の内容といたしましては、人件費のほか、道路橋梁の新設改良工事、除融雪業務、生活道路の改良舗装工事、町営住宅建設測量設計業務、下水道会計並びに宅地分譲会計への繰出金などとなっております。橋梁の建設工事及び宅地分譲事業特別会計への繰出金等により増となりましたものでございまして、翌年度繰越額につきましては、町道の改良舗装工事、並びに高崎団地の造成工事に係るものでございます。

第8款消防費は1億8,781万3,000円、前年比4.2%のこちらは減でございます。消防費につきましてはの主な支出といたしましては、黒行への消防負担金、消防団の運営経費、消防用機械器具の購入等でございます。減要因は、前年度、防火水槽の設置工事の影響により減となった内容でございます。

12ページ、13ページをお開きいただきます。

第9款教育費6億3,136万4,000円、前年比では20.4%の増となっております。教育費は、教育総務、それから小中学校及び幼稚園、社会教育及び保健体育の事務事業に要した経費でございます。主な支出といたしましては、人件費、奨学資金の貸し付け、スクールバス運行、生涯学習事業並びに社会教育事業、各種施設の維持管理及び学校給食事業に関する費用等となっております。なお、こちらの翌年度繰越額につきましては、大松沢社会教育センターの解体工事等による内容となっております。

続きまして、第10款災害復旧費2億2,839万1,000円、前年比では18.4%の増となっております。こちらは、平成26年発生の台風19号災に係る

復旧事業を当年度において施行したこと及び9.11豪雨災に係るものでございます。

続きまして、第11款公債費 4億3,830万2,000円、前年比では4.9%の増でございます。

最後に、第12款予備費です。予備費につきましては、予算額1,000万円に対して304万2,000円を27年度は充用いたしております。

以上、支出済額の総計は49億4,485万5,469円、予算現額に対する執行率は89.2%となっております。翌年度繰越額を含めた実質執行率といたしましては97.8%でございました。

なお、歳入歳出の差し引きは、こちら、13ページでございますとおり、3億6,139万4,000円でございます。翌年度繰越財源を除いた実質収支は2億800万余となっております。基金繰り入れといたしましては1億4,000万円とするものでございます。

それでは、続きまして、歳出の性質別の構成の状況と主要財務指標について御説明申し上げたいと思います。資料につきましては、監査委員から提出のございました決算審査意見書の12ページをお開きいただきたいと思っております。

それでは、御説明してまいります。

表9の平成27年度の欄をごらんいただきたいと思っております。

まず、1の義務的経費でございます。17億6,301万7,000円。構成比といたしましては35.7%、対前年の増減率はプラス2.1%でございます。義務的経費につきましては、ごらんとおり、人件費、扶助費、公債費から構成されるものでございますけれども、このうち扶助費につきましては、すこやか子育て医療費及び臨時福祉給付金の減によりまして前年比で0.6%の減となりました一方で、人件費につきましては、給与改定、これは勤勉手当支給率の改正0.1カ月等でございますけれども、これらによりまして、前年比2.3%の増で、構成比としては17.5%に、また、公債費につきましては、過年度発行債の元金償還の開始によりまして4.9%増となったものでございます。

続きまして、大きい2番目の投資的経費でございます。8億4,754万8,000円、決算構成比は17.1%、前年比で42.2%の増でございます。要因といたしましては、町道改良舗装、並びに橋梁新設などの工事の施工料がふえたことによるものでございます。

次、3の物件費です。6億8,777万7,000円、構成比は13.9%、前年比4.6%の増でございます。こちらは、マイナンバー制度や臨時福祉給付

金に関する電算システムの改修等の影響により変動したものでございます。

続きまして、4の維持補修費です。9,003万6,000円、構成比は1.8%、前年比5.4%の増でございます。町道の維持補修料の増加によるものでございます。

5番の補助費等です。7億1,729万3,000円、構成比は14.5%、前年比28.3%の増でございます。こちらは黒行の負担金の増の影響による内容でございます。

続きまして、6積立金です。1億2,547万円、構成比は2.5%、67.5%の前年増でございます。こちらの要因は、旧味明小学校の売り払いに係る未来づくり基金積立金の影響によりまして増となったものでございます。

続きまして、7投資及び出資金貸付金です。5,015万9,000円、構成比は1.0%、5.9%の増でございます。奨学資金貸付金の増などによる内容でございます。

最後に、8の繰出金です。6億6,355万6,000円、構成比は13.4%、6.2%の増となっております。こちらは、宅地分譲事業特別会計の設置に伴う繰出金が増加したことなどによる影響により、このような形となったものでございます。

続いて、隣、13ページの表10の部分をごらんいただきたいと思います。財務主要指標でございます。

平成27年度における、まず財政力指数0.42でございました。対前年比で0.02ポイント向上いたしております。

次、実質収支比率は7.0%でございます。昨年度7.3%でございました。

それから、経常収支比率は93.0%と、こちらは前年より0.1%改善をいたしております。

実質公債費比率につきましては9.7%で、前年比で0.2ポイント向上いたしました。これは、一般会計の地方債の元利償還額がややふえた一方で、標準税収入額がふえたことによる影響によるものでございます。

続きまして、14ページ、表11をごらんいただきます。表の右側の部分でございます。

財政健全化判定のための指標である積立金現在高比率は85.3%、網かけの部分になります。将来負担比率は9.1%でございます。

以上、見てまいりましたように、本町では、いずれの指標におきましても財政健全化法に基づく早期健全化基準未満となっておりますが、経

常収支比率が前年度並みとなかなか下がらないというような部分がございます。また、財政の硬直化が懸念されること、また、自主財源である町税収入も若干伸び悩んでいるということから、引き続き財源の確保と歳出の削減に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、実質収支に関する調書について御説明を申し上げます。

決算書136ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は53億625万円、歳出総額が49億4,485万6,000円、歳入歳出の差し引きは3億6,139万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、(1)の継続費逓次繰越額はゼロ、(2)の繰越明許費繰越額が1億5,271万3,000円、(3)の事故繰越し繰越額はゼロ、合計いたしまして、繰越財源といたしましては1億5,271万3,000円でございます。これを差し引いたところの5の実質収支額は2億868万1,000円でございます。このうち1億4,000万円について基金に積み立てをするものでございます。

実質収支に関しましては以上でございます。

決算書の14ページから133ページまでの一般会計歳入歳出決算の事項別明細書、それから134ページ、135ページの一般会計歳出決算額節別内訳表、同じく253ページから258ページにかけて記載をいたしております財産に関する調書をごらんいただき、また、地方自治法第233条第2項の規定に基づく監査委員の決算審査意見書並びに同条第5項の規定に基づく町政の成果を提出いたしましたので、あわせて御覧をいただきまして御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で一般会計の説明は終了いたします。御審査の上認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で認定第1号の説明を終わります。

次に、認定第2号及び認定第4号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） それでは、初めに、認定第2号の提案理由を申し上げます。

137ページをお開き願います。

認定第2号 平成27年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

次ページ、平成27年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書をごらんください。

初めに、決算の概要について御説明いたします。

平成27年度の平均世帯数は1,166世帯で、対前年度比1.5%の減、被保険者数は2,093人で、対前年度比3.4%の減となりました。1人当たりの保険給付費は30万2,202円で、前年度より9,790円の増、率にして3.3%の増となりました。歳入総額では、前年度より5,378万6,129円の増の10億8,545万912円、率にして5.2%の増となりました。歳出総額では、前年度より8,995万5,421円の増の10億4,258万6,202円、率にして9.4%の増となりました。

それでは、款項ごとに御説明申し上げます。

各款項の金額説明の際は1,000円未満を省略しますので、御了承願います。

初めに、歳入について御説明申し上げます。収入済額欄をごらん願います。

1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税は 1 億9,450万7,000円の収入額で、前年度より4,939万6,000円の減、率にして20.3%の減となりました。収納率は77.0%で、前年度より2.3ポイント減となりました。不納欠損額は245万円で、収入未済額は5,569万7,000円となりました。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料12万9,000円は、保険税の督促手数料でございます。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 億7,215万8,000円は、療養給付費、介護納付金、後期高齢者支援金、高額医療費共同事業及び特定健康診査に対する負担金が主なものでございます。2 項国庫補助金8,694万8,000円は、財政調整、介護納付金、後期高齢者支援金に係る普通調整交付金及び特別調整交付金が主な収入でございます。

4 款療養給付費等交付金 1 項療養給付費等交付金3,887万6,000円は、退職者医療費に要する費用の一部として被用者保険の拠出金により社会保険診療報酬支払基金から交付されたものです。

5 款前期高齢者交付金 1 項前期高齢者交付金 1 億9,120万9,000円は、保険者ごとに65歳から75歳未満の被保険者の占める割合の高い保険者に交付されるものでございます。

6 款県支出金 1 項県負担金739万6,000円は、高額医療費共同事業及び特定健康診査に係る収入でございます。2 項県補助金4,875万5,000円は、

財政調整交付金、乳幼児医療費助成事業及び被災者健康支援事業に係る補助金の収入でございます。

7款共同事業交付金1項共同事業交付金2億2,161万円は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同事業交付金による収入でございます。

8款財産収入1項財産運用収入22万7,000円は、財政調整基金の預金利子でございます。

9款繰入金1項他会計繰入金5,845万円は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金及び事務費に対する一般会計からの繰入金による収入でございます。2項基金繰入金は2,000万円でございます。

10款繰越金1項繰越金3,903万4,000円は、前年度からの繰越金でございます。

11款諸収入1項延滞金加算金及び過料101万4,000円は、保険税延滞金の収入でございます。2項雑入513万3,000円は、交通事故等第三者行為による返納金が主なものでございます。

以上、歳入合計10億8,545万円の収入額でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

次ページをお開き願います。

支出額の欄をごらんいただきますが、金額説明の際は1,000円未満を省略いたします。

1款総務費1項総務管理費363万2,000円は、レセプト点検業務委託、国保事務共同処理委託料及び国保連合会負担金が主なものでございます。2項徴税費230万3,000円は、保険税、完納報奨金が主なものでございます。3項運営協議会費10万1,000円は、国保運営協議会委員報酬が主なものでございます。

2款保険給付費1項療養諸費5億5,644万1,000円は、一般被保険者、退職被保険者に係る療養給付費、療養費及び診療報酬審査手数料でございます。2項高額療養費7,385万7,000円は、一般被保険者、退職被保険者に係る高額療養費の支出でございます。3項移送費の支出はございません。4項出産育児諸費292万4,000円は出産育児一時金7件分の支出でございます。5項葬祭諸費60万円は葬祭費12件分の支出でございます。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1億903万5,000円は、後期高齢者の医療費及び事務費に対する負担金の支出でございます。

4款前期高齢者納付金等1項前期高齢者納付金等6万8,000円は、前期高齢者納付金及び事務費拠出金に対する負担金の支出でございます。

5款老人保健拠出金1項老人保健拠出金4,000円は、老人保健医療費事務費拠出金に対する負担金の支出でございます。

6款介護納付金1項介護納付金5,031万5,000円は、被保険者の介護費用に係る納付金に対する負担金の支出でございます。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金2億1,732万4,000円は、高額療養費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金に対する負担金の支出でございます。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費922万6,000円は、特定健康診査及び特定保健指導に要した経費でございます。2項保健事業費283万6,000円は、国保制度及び健康増進に係る啓蒙啓発、医療費通知、各種住民健診に対する助成などの疾病予防対策事業に要した費用でございます。

9款基金積立金1項基金積立金22万6,000円は、財政調整基金に係る利子積立金でございます。

10款公債費については、支出はございませんでした。

11款諸支出金1項償還金及び還付加算金1,038万6,000円は、保険税の過年度分還付金、過年度の療養給付費等交付金の精算に伴う返還金でございます。2項繰出金330万円は、前年度の精算による一般会計への繰出金でございます。

次ページをお開き願います。

12款予備費につきましては、1,000円を充用しております。

以上、歳出合計10億4,258万6,000円の支出額でございます。

次に、決算書166ページ、実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

歳入総額10億8,545万1,000円、歳出合計10億4,258万6,000円、歳入歳出差引額4,286万5,000円、実質収支額4,286万5,000円となったものでございます。実質収支額のうち2,200万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき基金繰入額とするものでございます。

以上で平成27年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明を終わりますが、144ページから165ページまでの歳入歳出決算事項別明細書をごらんいただき、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第4号の提案理由を申し上げます。

189ページをお開き願います。

認定第4号 平成27年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

次ページの平成27年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書をごらんください。

初めに、決算の概要について御説明申し上げます。

平成27年度末被保険者数は1,515人で、対前年度比8人の増、率にして0.5%の増となりました。1人当たりの療養給付費に対する負担金は5万7,576円で、前年度より7,216円の減、率にして11.1%の減となりました。歳入につきましては、保険料の法定軽減に係る一般会計からの保険基盤安定繰入金が主なものです。歳入総額では前年度より269万4,414円減の6,968万7,493円となり、率にして3.7%の減となりました。歳出につきましては、事務経費と広域連合に対する納付金が主なもので、歳出総額は前年度より245万5,064円減の6,912万7,715円となり、率にして3.4%減となりました。

それでは、款項ごとに御説明いたします。

各款項の金額説明の際は1,000円未満を省略いたしますので、御了承願います。

初めに、歳入について御説明申し上げます。収入済額の欄をごらん願います。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料3,962万4,000円は、年金からの特別徴収及び普通徴収による保険料収入でございます。収入率は99.8%です。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料 2 万2,000円は、保険料の督促手数料でございます。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金2,924万1,000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金による一般会計からの繰り入れでございます。

4 款繰越金 1 項繰越金79万9,000円は、前年度からの繰越金でございます。

5 款諸収入については、収入はございませんでした。

以上、歳入合計6,968万7,000円の収入額でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

次ページをお開き願います。

支出済額の欄をごらんいただきますが、金額説明の際は、1,000円未満は省略いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費50万1,000円は、保険証発送などの一般事務に要した経費でございます。2 項徴収費5,000円は、保険料納付書印刷及び徴収事務に要した経費でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金6,827万8,000円は、徴収した保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を広域連合に納付したものでございます。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金19万3,000円は、保険料の更正等による還付金でございます。2 項繰出金14万8,000円は、前年度の事務費精算による一般会計への繰出金でございます。

4 款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計6,912万7,000円の支出額でございます。

次に、決算書202ページをお開き願います。

実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

歳入総額6,968万7,000円、歳出総額6,912万8,000円、歳入歳出差引額55万9,000円、実質収支額が55万9,000円となったものでございます。これは次年度への繰り越しとなります。

以上で平成27年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を終わりますが、194ページから201ページまでの歳入歳出決算事項別明細書をごらんいただき、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、認定第2号及び認定第4号の説明を終了しますが、御審査の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で認定第2号及び認定第4号の説明を終わります。

次に、認定第3号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） それでは、認定第3号について御説明いたします。

決算書167ページをお開き願います。

認定第3号 平成27年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年 9 月 5 日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

初めに、決算及び被保険者等の概要につきまして、前年度との比較で御説明いたします。

1号被保険者の保険料収入額につきましては、被保険者数の増加及び第6次介護保険計画による保険料の改定により、前年度より4,304万1,000円の増、率にして27.9%の増となりました。なお、歳入総額では、保険給付費の減少による負担金等の減により約3,613万6,000円の減、率にして3.6%の減となりました。歳出においては、保険給付費につきまして、被保険者及び要介護認定者とも増加傾向にあるものの、要介護4・5の重い方が減少したことから、前年度と比較し、介護予防サービス費、施設サービス費とも減となり、保険給付費全体で3,730万6,000円、率にして4%の減となっております。歳出総額では9億4,815万4,000円で、前年度より3,699万円、率にして3.8%の減となりました。第1号被保険者については2,750人で、前年度より102人、率にして3.9%増加しております。要支援及び要介護認定者数につきましては556人で、10人、1.8%の増でございます。介護サービス利用件数は、全体で1万6,172件で前年度より71件増加しておりますが、ほぼ横ばいというような形でございます。

それでは、款項ごとに御説明いたします。

次ページをお開き願います。

歳入の主なものについて御説明いたします。収入済額の欄をごらんください。

なお、金額説明の際は1,000円未満を省略いたしますので、あらかじめ御了承願います。

1款保険料1項介護保険料1億9,744万1,000円については、前年度と比較し4,304万1,000円の増、伸び率で27.9%の増でございます。収納率は98.3%で、対前年度0.5%伸びております。収入未済額は282万円で、54万5,000円を不納欠損額として処理してございます。

2款使用料及び手数料1項手数料2万2,000円は、保険料の督促手数料です。

3款支払基金交付金1項支払基金交付金2億4,848万4,000円は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金による収入となっております。前年度より2,537万8,000円の減でございます。

4款国庫支出金1項国庫負担金1億5,849万2,000円は、介護サービス

給付費の支出額の減少により前年度より619万5,000円の減となりました。2項国庫補助金7,933万8,000円は、調整交付金、介護予防事業、地域支援事業交付金、介護保険事業事務費補助金による収入でございます。調整交付金で588万7,000円、事務費補助金でシステム改修に係る補助金が171万6,000円の減となり、国庫補助金総額では736万5,000円の減となっております。

5款県支出金1項県負担金1億3,687万5,000円は、介護給付費負担金で、前年度より862万4,000円の減でございます。2項県補助金308万5,000円は、介護予防事業、地域包括支援センターの運営及び任意事業に対する地域支援事業交付金による収入でございます。ほぼ前年度並みの収入となっております。

6款財産収入1項財産運用収入1万1,000円は、介護給付費準備基金の利子収入でございます。

7款繰入金1項一般会計繰入金1億3,910万1,000円は、介護給付費、地域支援事業及び事務費に対する一般会計の繰入金でございます。介護給付費に係る繰入金の減により、対前年度3,093万6,000円の減となっております。なお、介護保険基盤安定繰入金が新たに制度化され、第一段階の保険料軽減分として146万8,000円を繰り入れしております。2項基金繰入金については、予算計上をしておりましたが、給付実績が見込額を下回ったことにより繰り入れは行ってございません。

8款繰越金1項繰越金1,284万2,000円は、前年度からの繰越金でございます。

9款諸収入1項延滞金加算金及び過料1万6,000円については、1号被保険者の保険料に係る延滞金収入でございます。2項雑入13万9,000円については、委託事業の精算による返納金と、雑入としてコピー代等が含まれてございます。

収入済額合計9億7,585万1,656円で、前年度より3,613万5,917万、率で3.6%の減となりました。

歳入については以上でございます。

次ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明いたします。支出済額欄をごらんください。

1款総務費1項総務管理費1,151万8,000円は、介護保険運営に要する事務費として、主に介護保険システムに係る改修、保守及び賃借料に係る経費です。前年度に要した介護保険計画策定経費の減により前年度より121万8,000円の減となっております。2項徴収費25万1,000円は保

険料の賦課徴収に要した経費でございます。3項介護認定審査会費777万4,000円は介護認定審査に要した経費です。前年度とほぼ同額となっております。4項運営協議会費12万8,000円は介護保険運営委員会及び地域包括支援センター運営協議会の運営に要した経費でございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費7億8,110万5,000円は、前年度より4,026万3,000円の減、率にして4.9%の減となっております。2項介護予防サービス等諸費2,356万6,000円については、給付費の増により前年度より239万4,000円、11.3%の増となっております。3項高額介護サービス費1,790万3,000円は、前年度より113万5,000円の減、率にして6%の減となっております。4項高額医療合算介護サービス等費292万7,000円については、前年度より18万8,000円の増、率にして6.9%の増でございます。5項特定入所者介護サービス等費6,761万5,000円は、前年度より150万9,000円の増、率にして2.3%の増でございます。

3款地域支援事業費1項介護予防事業費543万5,000円は、介護予防事業に要した経費で、対前年度17万6,000円の増となっております。2項包括的支援事業・任意事業費1,245万7,000円は、地域包括支援センター及び緊急通報システムの運営に要した経費による支出で、対前年度比で72万1,000円の増となっております。

4款基金積立金1項基金積立金1万1,000円は、介護給付費準備基金の利子積み立てでございます。

5款公債費による支出はございませんでした。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1,184万1,000円については、1号被保険者に係る保険料還付金と前年度の国・県負担金及び支払基金交付金の精算に伴う返還金でございます。

7款繰出金1項繰出金561万6,000円は、前年度事業の精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

8款予備費については充用等がございませんでした。

以上、支出済額合計9億4,815万4,479円で、予算現額に対する執行率は97.37%でございます。予算現額合計から支出済額を差し引いた2,556万521円が不用額となりました。

以上により、歳入歳出差引残額2,769万7,177円で、うち基金への繰入額を1,400万円とするものでございます。

続きまして、決算書188ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額9億7,585万1,000円、歳出総額9億4,815万4,000円、歳入歳

出差引額2,769万7,000円、実質収支額2,769万7,000円でございます。実質収支額のうち1,400万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき基金繰り入れとするものでございます。

以上で平成27年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わりますが、172ページから187ページまでの歳入歳出決算事項別明細書をごらんいただき、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上で認定第3号の説明を終了いたしますが、御審査の上御認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で認定第3号の説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 後 3 時 2 5 分 休 憩

午 後 3 時 3 5 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第5号、認定第6号、認定第7号及び認定第9号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、私から、認定第5号、認定第6号、認定第7号及び認定第9号について御説明申し上げます。

203ページをお開き願います。

認定第5号につきまして御説明を申し上げます。

平成27年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

初めに、下水道事業の整備状況につきまして御説明いたします。

平成27年度末における供用開始区域内の世帯数及び人口は1,207戸、3,670人であります。うち水洗化世帯は924戸、人口は2,963人で、水洗化率は80.7%となり、前年度より2.4%の増となりました。

それでは、決算の内容について御説明申し上げます。

204ページ、205ページをお開き願います。

平成27年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

収入済額で御説明申し上げ、1,000円未満は省略させていただきます。

第1款分担金及び負担金第1項負担金133万8,000円につきましては、

下水道受益者負担金であります。調定額に対する収納率は36%で、収入未済額は237万4,000円となっております。

第2款使用料及び手数料第1項使用料4,687万円は、下水道使用料であります。前年度比57万4,000円の減となりました。調定額に対する収納率は99.0%で、収入未済額は48万7,000円となっております。第2項手数料24万6,000円は、公認業者登録手数料、責任技術者登録手数料であります。

第3款繰入金第1項他会計繰入金1億6,612万5,000円につきましては、一般会計からの歳入不足分の繰入金であります。前年度比342万2,000円の増となっております。

第4款繰越金第1項繰越金726万7,000円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

第5款諸収入第1項雑入1,000円につきましては、排水設備指定工事店保証金定期積立利子であります。

第6款町債は、支出はございません。

第7款国庫支出金第1項国庫補助金394万9,000円につきましては、大郷町汚水処理構想改訂に係る社会資本整備総合交付金でございます。第2項国庫負担金386万9,000円につきましては、公共土木災害復旧事業に係る国庫負担金でございます。

歳入合計2億2,966万5,893円で、前年度より806万9,000円の増、率にして3.6%の増となりました。収入未済額は286万1,000円で、調定額に対する収納率は98.8%でございます。

続きまして、206ページ、207ページをお開き願います。

歳出でございます。支出済額の欄で御説明申し上げます。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費6,020万2,000円につきましては、人件費、施設管理に係る電気代、電話代、マンホールポンプの点検料、下水道使用量料金計算業務、汚水処理構想改訂業務の委託料、吉田川流域下水道維持管理費負担金、消費税納付額などであり、前年度比915万1,000円の増であります。第2項下水道建設費475万5,000円につきましては、下水道管渠布設工事、汚水升設置工事に要した費用でございます。前年度比513万3,000円の減でございます。第3項流域下水道費112万4,000円につきましては、吉田川流域下水道建設事業負担金等であり、前年度比302万円の減となっております。第4項下水道災害復旧費673万2,000円につきましては、マンホールポンプの災害復旧工事に要した費用でございます。

第2款公債費第1項公債費1億4,967万円につきましては、下水道事業債の元金並びに利子の償還金でございます。前年度比42万5,000円の増となっております。

第3款予備費については、支出はございません。

歳出合計2億2,248万5,506円で、前年度より815万6,000円の増、率にして3.8%の増となりました。

歳入歳出差引残額は718万387円となります。

次に、216ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億2,966万5,000円、歳出総額2億2,248万5,000円、歳入歳出差引額718万円、実質収支額718万円でございます。

以上で下水道事業特別会計の決算の説明を終わります。

続きまして、217ページをお開き願います。

認定第6号平成27年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤間正幸

初めに、農業集落排水事業の整備状況につきまして御説明申し上げます。

平成27年度末における処理区域内の世帯数並びに人口は241戸、859人です。うち水洗化世帯は192戸、人口は690人で、水洗化率は80.3%となり、前年度より1.5%の増となっております。

それでは、決算内容について御説明申し上げます。

218ページ、219ページをお開き願います。

平成27年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

収入済額で御説明申し上げます。1,000円未満は省略させていただきます。

第1款分担金及び負担金第1項分担金34万円につきましては、農業集落排水事業受益者分担金であります。調定額に対する収納率は24.7%で、収入未済額は104万1,000円となっております。

第2款使用料及び手数料第1項使用料665万3,000円につきましては、

農業集落排水の使用料で前年度比12万7,000円の減でございます。第2項手数料300円につきましては、受益者分担金督促手数料でございます。

第3款他会計繰入金第1項一般会計繰入金3,862万1,000円につきましては、一般会計からの歳入不足分の繰入金であります。前年度比210万5,000円の減でございます。

第4款繰越金第1項繰越金221万8,000円につきましては、前年度の繰越金でございます。

歳入合計4,783万4,764円で、前年度より193万2,000円の減、率にいたしまして3.9%の減となりました。収入未済額は104万4,000円で、調定額に対する収納率は97.9%でございます。

続きまして、220ページ、221ページをお開き願います。

歳出でございます。支出済額の欄で御説明申し上げます。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費1,828万1,000円につきましては、人件費、施設管理に係る電気代、電話代、処理場汚泥処理費、処理場管理業務委託料、マンホールポンプ清掃業務委託料、農業集落排水使用量料金計算業務委託料などで、前年度比278万7,000円の減でございます。第2項農業集落排水事業建設費36万7,000円につきましては、公共污水升設置工事に要した費用でございます。

第2款公債費第1項公債費2,713万6,000円につきましては、下水道事業債の元金並びに利子の償還金で、前年度比96万円の増でございます。

第3款予備費の支出はございません。

歳出合計4,578万5,145円で、前年度より176万2,000円の減、率にして3.7%の減となりました。

歳入歳出差引残額は204万9,619円となっております。

次に、228ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4,783万4,000円、歳出総額4,578万5,000円、歳入歳出差引額204万9,000円、実質収支額204万9,000円でございます。

以上で農業集落排水事業特別会計の決算の説明を終わります。

次に、229ページをお開き願います。

認定第7号について御説明を申し上げます。

平成27年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員

の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

初めに、戸別合併処理浄化槽の整備状況につきまして御説明を申し上げます。

平成27年度末における計画処理区域内の世帯数及び人口は1,296戸、3,949人でございます。平成27年度中の設置基数は12基です。年度末における設置済基数は533基、水洗化人口は2,118人となり、水洗化率は53.6%です。前年度より2.4%の増となっております。このうち、町で管理をしております浄化槽につきましては465基となっております。

それでは、決算内容について御説明いたします。

230ページ、231ページをお開き願います。

平成27年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

収入済額の欄で御説明させていただきまして、1,000円未満につきましては省略させていただきます。

第1款分担金及び負担金第1項分担金45万9,000円につきましては、浄化槽設置に伴う受益者分担金でございます。

第2款使用料及び手数料第1項使用料1,810万7,000円につきましては、浄化槽使用料で、前年度比74万6,000円の増であります。収入未済額は15万9,000円で、調定額に対する収納率は99.1%でございます。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金52万1,000円につきましては、浄化槽設置に対する国庫補助金で、前年度比326万3,000円の減となりました。

第4款繰入金第1項他会計繰入金2,408万3,000円につきましては、一般会計からの歳入不足分の繰入金であります。前年度比19万9,000円の増でございます。

第5款繰越金第1項繰越金155万8,000円につきましては、前年度の繰越金でございます。

第6款諸収入第1項雑入56万7,000円につきましては、消費税の還付金でございます。

第7款町債第1項町債710万円につきましては、浄化槽設置工事に係る起債でございます。前年度比230万円の減でございます。

歳入合計5,239万6,256円で、前年度より344万5,000円の減、率にいたしまして5.6%の減となっております。収入未済額は15万9,000円で、調定に対する収納率は99.7%でございます。

232ページ、233ページをお開き願います。

歳出でございます。支出済額の欄で御説明申し上げます。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費3,680万5,000円につきましては、職員の人件費、保守点検業務委託料、汚泥処理手数料、排水設備設置補助金などが主なものでございまして、前年度比93万5,000円の増でございます。第2項合併浄化槽建設費960万4,000円につきましては、浄化槽12基設置分の工事に要した経費で、前年度比512万8,000円の減でございます。

第2款公債費第1項公債費523万9,000円につきましては、起債の元金、利子償還金でございます。

第3款予備費につきまして支出はございません。

歳出合計5,164万9,353円で、前年度より263万4,000円の減、率にいたしまして4.9%の減となっております。

歳入歳出差引額は74万6,903円でございます。

次に、242ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5,239万6,000円、歳出総額5,164万9,000円、歳入歳出差引額74万7,000円、実質収支額74万7,000円でございます。

以上で戸別合併処理浄化槽特別会計の決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、259ページをお開き願います。

認定第9号について御説明申し上げます。

平成27年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成27年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤間正幸

まず初めに、平成27年度の業務状況について御説明いたします。

273ページをお開き願います。

まず、業務量でございますが、年度末におけます給水件数は2,446件で、前年度より4件の増、給水人口は8,184人で、前年度より107人の減でございます。年間総配水量は84万361立方メートルで、前年度より0.8%の増、年間総有収水量は67万4,006立方メートルで、前年度比1%の増となっております。また、有収率は80.2%で、前年度比0.1%の増となっ

ております。

続きまして、下段の事業収入でございますが、事業収益が2億1,965万8,000円で、前年度比118万2,000円の減、率にいたしまして0.5%の減でございます。主たる要因は、営業外収益、他会計補助金の減によるものでございます。

続きまして、274ページをお開き願います。

事業費用についてでございますが、事業費用ですが、1億9,576万7,000円で、前年度比1,161万5,000円の減、率にいたしまして5.6%の減となりました。これは、修繕費、受水費、資産減耗費等の減が主なものでございます。収支におきましては2,389万円の純利益が生じております。

それでは、決算について御説明を申し上げます。

260ページ、261ページをお開き願います。

平成27年度大郷町水道事業決算報告書。

決算額で御説明申し上げ、1,000円未満は省略させていただきます。

収益的収入及び支出。

収入でございます。

第1款水道事業収益は2億3,546万6,000円で、前年度比68万円の減、率にいたしまして0.3%の減でございました。第1項営業収益2億1,385万9,000円につきましては、水道料金、加入金、手数料及び下水道等の事務受託料などがございます。前年度比106万7,000円の増、率にいたしまして0.5%の増でございます。第2項営業外収益2,160万6,000円につきましては、一般会計からの高料金対策補助金、預金の利息、長期前受金戻入益が主なものでございます。前年度比174万7,000円の減、率にいたしまして7.5%の減でございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用2億981万8,000円で、前年度比1,215万4,000円の減、率にいたしまして5.5%の減となっております。第1項営業費用1億8,924万2,000円につきましては、受水費、人件費、施設の維持管理費、料金収納に係る委託料、消耗品、並びに減価償却費などがございます。前年度比1,126万8,000円の減、率にいたしまして5.6%の減でございます。第2項営業外費用2,057万5,000円につきましては、企業債の支払利息、消費税でございます。前年度比14万4,000円の減、率にいたしまして0.7%の減でございます。第3項特別損失、第4項予備費については、支出はございません。

続きまして、262ページ、263ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

決算額で御説明いたします。1,000円未満は省略させていただきます。
まず、収入でございます。

第1款資本的収入5,337万8,000円は、前年度比626万9,000円の増でございます。工事負担金、他会計負担金でございます。第1項工事負担金3,255万8,000円につきましては、県道利府松山線配水管移設工事に伴う負担金でございます。第2項他会計負担金122万円につきましては、消火栓設置工事に伴う負担金でございます。第3項企業債1,960万円につきましては、石綿セメント管更新事業に係る起債です。前年度比960万円の増となっております。第4項国庫支出金、第5項出資金につきましては、ございませんでした。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出9,182万6,000円で、前年度比1,322万5,000円、これにつきましては上水道管布設替工事の増によるものでございます。第1項資産購入費の支出はございませんでした。第2項建設改良費5,750万2,000円につきましては、県道利府松山線配水管移設工事、石綿セメント管更新工事が主なものでございます。前年度比1,193万2,000円の増でございます。第3項企業債償還金3,432万4,000円は起債の元金償還分でございます。前年度比129万3,000円の増でございます。

続きまして、下の欄になります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,844万8,108円は、過年度分損益勘定留保資金3,669万778円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額175万7,333円で補填したものでございます。

次に、利益の処分について御説明申し上げます。

265ページ、266ページをごらん願います。

平成27年度大郷町水道事業剰余金計算書。

この表の右から3列目をごらん願います。

利益の剰余金、当該年度末残高ですが、前年度繰越利益剰余金1億2,019万1,240円に当年度変動額2,389万677円を加え、1億4,408万1,917円とするものでございます。

次ページをお開き願います。

平成27年度大郷町水道事業剰余金処分計算書でございます。

今回、内処分数額についてはございませんので、繰越利益剰余金1億4,408万1,917円とするものでございます。

以上で水道事業会計の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました認定第5号から認定第7号につきましては事項別明細書、認定第9号につきましては損益計算書等をごらんいただきまして、御審議の上御認定賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、認定第5号、認定第6号、認定第7号及び認定第9号の説明を終わります。

次に、認定第8号について説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） それでは、認定第8号について説明申し上げます。

243ページをお開き願います。

認定第8号 平成27年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤間正幸

244ページ、平成27年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算書をごらんください。

初めに、決算の概要について御説明いたします。

本会計は昨年9月に新たに設置した特別会計でございます。鶉崎地区公営住宅建設事業とあわせて事業を執行しております。分譲宅地は20区画、平均面積223.67平方メートル、約67坪でございます。歳入総額は7,842万円で、皆増でございます。歳出総額はゼロ円で、翌年度に繰り越しをしております。

それでは、款項ごとに御説明いたします。

初めに、歳入について御説明申し上げます。244ページの収入済額欄をごらん願います。

1款繰入金1項他会計繰入金は7,842万円の収入額でございます。一般会計からの繰入金でございます。全額繰越明許費として繰り越ししております。

2款町債1項町債は、収入額はございません。3,330万円を未収額特定財源として繰り越ししております。

以上、歳入合計7,842万円の収入額でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

246ページをお開き願います。支出済額の欄をごらん願います。

1 款宅地分譲費 1 項宅地造成事業費の支出済額はありません。繰越明許費として繰り越ししております。なお、契約済繰越額は、鶉崎地区公営住宅建設事業と案分の上、7,339万2,480円を繰り越ししております。

2 款予備費 1 項予備費は、収入済額はありません。

以上、歳出の合計の支出額はありません。

歳入歳出差引残額は7,842万円となりました。

次に、決算書252ページをお開き願います。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額7,842万円、歳出総額ゼロ円、歳入歳出差引額7,842万円、翌年度へ繰り越すべき財源7,842万円となり、実質収支額はゼロ円となったものです。

以上で平成27年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。248ページから251ページまでの歳入歳出決算事項別明細書をごらんいただき、御審査の上御理解を賜り、認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で認定第8号の説明を終わります。

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員より決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員石川和男監査委員。

代表監査委員（石川和男君） それでは、平成27年度各種会計の決算審査の意見を述べさせていただきます。

大郷監第15号

平成28年8月29日

大郷町長 赤間正幸 殿

大郷町監査委員 石川和男

大郷町監査委員 赤間 滋

平成27年度大郷町各種会計決算審査及び各基金の

運用状況の審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書類、基金の運用状況を示す書類並びに水道事業会計決算書類を審査した結果、次のとおり意見を付して提出する。

それでは、1ページ目をお開きください。

第1章 審査の概要

第1項 審査の対象

- ①平成27年度大郷町一般会計歳入歳出決算
- ②平成27年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- ③平成27年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算
- ④平成27年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- ⑤平成27年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- ⑥平成27年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- ⑦平成27年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算
- ⑧平成27年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算
- ⑨平成27年度財産に関する調書
- ⑩平成27年度各基金の運用状況
- ⑪平成27年度大郷町水道事業会計決算

第2項 審査の期間

平成28年7月26日から8月10日までの内 10日間

第3項 審査の方法

この審査にあたっては、町長から提出された平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書類、財産に関する調書、各基金の運用状況を示す書類並びに水道事業会計決算書類に基づき、

- ①決算の計数は正確であるか。
- ②予算の執行が適正かつ効率的に行われたか。
- ③財政運営は健全であったか。

に主眼をおき、また公有財産、基金、物品の管理等についても留意しながら帳簿、証拠書類を審査するとともに、関係機関から必要な資料の提出と説明を求め、さらに今までの監査の結果等も参考にするなどし、慎重に審査を実施した。

第2章 審査の結果

第1項 決算計数について

審査に付された各種会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

また、各基金の運用状況についても関係諸帳簿と符合しており、誤りのないものと認められた。

第2項 一般会計及び特別会計

1. 総括

(1) 決算規模

平成27年度一般会計及び特別会計（水道事業会計を除く）の決算の総額は、

歳入 78億4,555万6,760円

歳出 73億2,464万3,869円

差引 5億2,091万2,891円

となった。

この決算額を前年度と比較すると、歳入では約6億8,913万円(9.6%)増加し、歳出でも約6億2,751万円(9.4%)増加した。

前年度と比べて歳入決算額が増加した会計は、一般会計(12.6%増)、国民健康保険特別会計(5.2%増)、下水道事業特別会計(3.6%増)、また新規の宅地分譲事業特別会計の4会計である。反対に決算額が減少した会計は、介護保険特別会計(3.6%減)、後期高齢者医療特別会計(3.7%減)、農業集落排水事業特別会計(3.9%減)、戸別合併処理浄化槽特別会計(6.2%減)の4会計である。

一方、歳出決算額が増加した会計は、一般会計(13.1%増)、国民健康保険特別会計(9.4%増)、下水道事業特別会計(3.8%増)の3会計である。反対に決算額が減少した会計は、介護保険特別会計(3.8%減)、後期高齢者医療特別会計(3.4%減)、農業集落排水事業特別会計(3.7%減)、戸別合併処理浄化槽特別会計(4.9%減)の4会計である。

決算額の対比につきましては、表1のとおりでございます。

それでは、4ページ。

(2) 収入未済額及び不納欠損額の状況

収入未済額は、前年度に対し約1億7,800万円増加し、5億8,128万3,656円となった。調定額に対する収入率は93.1%となり、前年度と比べて1.5ポイント下回った。

不納欠損処分は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の3会計で、合計で418万1,210円であります。

(3) 不用額及び繰越明許費の状況

歳出の不用額（執行残額）は1億9,078万9,131円となり、前年度と比べて約6,134万円減少した。

予算現額に対する執行率は90.4%であり、前年度に比べて2.0%下回った。これは、翌年度繰越額が前年度より大幅に増加したことが要因

である。

歳出の不用額及び繰越明許費の調書は、表3のとおりでございます。
次に、6ページ。

(4) 町債の償還状況

町債の償還額並びに年度末残高は、表4のとおりでございます。

2. 一般会計

(1) 執行状況

平成27年度一般会計決算は、歳入53億624万9,786円、歳出49億4,485万5,469円で、差引額3億6,139万4,317円となった。

この差引額から翌年度に繰り越すべき財源1億5,271万3,000円を差し引いた額2億868万1,317円が実質収支額となる。

実質収支額のうち、1億4,000万円を一般会計財政調整基金に繰り入れした。

一般会計財政収支の状況は、表5のとおりでございます。

それから、一般会計歳入の一覧につきましては、表6のとおりでございます。

同じように、一般会計歳出一覧が表7のとおりでございます。

次に、(2)財源の構成と推移。

大変申しわけないんですけども、ここで文言の訂正をお願いしたいんです。上から6行目、「特定財源が前年度より2.4%下回った」となっていますけれども、これは「下」を「上」に直していただきたいんです。「上回った」ということになります。同じように、その下の下ですけども、「特定財源が少なくなった」となっていますけれども、「多くなった」というふうに訂正方お願いします。

それでは、(2)財源の構成と推移。ここにつきましては、表8のとおりであります。これを参考にさせていただきたいと思います。

あと、(3)歳出の性質別構成の状況と推移、それから(4)財政構造の弾力性につきましては、先ほど企画財政課長が説明したので、これは省略させていただきます。

(5) 歳入歳出の款別の執行状況

(ア) 歳入

1 款町税

収入済額10億7,919万5,600円となり、前年度より約148万円(0.1%)減少した。これは、固定資産税が増加したものの、個人町民税や法人町民税、町たばこ税などが減少したことによる。

歳入全体に占める町税の割合は20.3%（前年度22.9%）である。

町税収入の推移につきましては、表12のとおりでございます。

それから、町税の税目別賦課収納状況につきましては、表13のとおりでございます。

それから、町税滞納状況、これにつきましては表14のとおりでございます。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款ゴルフ場利用税交付金、8款自動車取得税交付金、9款地方特例交付金につきましては、記載のとおりでございます。

10款地方交付税

収入済額17億3,319万9,000円となり、前年度より約5,410万円（3.2%）増加した。

歳入全体に占める割合は、32.7%（前年度35.6%）となっており、本町においては歳入の中で最も大きな財源となっている。

地方交付税の推移につきましては、表15のとおりでございます。

11款交通安全対策特別交付金、12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料につきましても、記載のとおりでございます。

14款国庫支出金

収入済額6億3,014万3,724円となり、前年度より約1億2,386万円（24.5%）増加した。

歳入全体に占める割合は11.9%（前年度10.8%）となっている。

収入未済額1億5,794万6,000円については、地域住民生活等緊急支援交付金、臨時福祉給付金給付事業費補助金、社会資本整備総合交付金などであり、翌年度への事業繰越によるものである。

15款県支出金

収入済額2億8,437万3,555円となり、前年度より約4,721万円（19.9%）増加した。これは、災害等の補助金、多面的機能支払交付金、農地中間管理機構集積協力金などである。

16款財産収入

収入済額7,954万1,810円となり、前年度より約4,576万円（135.5%）増加した。この主な要因は、旧味明小学校跡地売払収入によるものである。

17款寄附金、これは記載のとおりでございます。

18款繰入金

基金からの繰入金は、財政調整基金繰入金 1 億円、公共施設整備基金繰入金 1 億7,500万4,025円、減債基金繰入金9,442万2,477円、東日本大震災復興基金繰入金496万370円である。特別会計からの繰入金は、国民健康保険特別会計繰入金330万552円、介護保険特別会計繰入金561万6,305円、後期高齢者医療特別会計繰入金14万8,228円である。収入済額は 3 億8,696万3,957円となり、前年度より約 2 億5,320万円（189.3%）増加した。これは、財政調整基金繰入金、公共施設整備基金繰入金、減債基金繰入金からの繰り入れ増によるものである。19款繰越金、20款諸収入は、記載のとおりでございます。

21款町債

収入済額は 3 億3,419万6,000円となり、前年度より約4,089万円（13.9%）増加した。この要因は、公共事業等債、災害復旧事業債の増加によるものである。

（イ）歳出

1 款議会費につきましては、記載のとおりであります。

2 款総務費

支出済額 7 億9,849万5,317円となり、執行率96.6%になった。支出済額は、前年度より約 1 億670万円（15.4%）増加した。

この主な要因は、町税過誤納還付金、未来づくり基金積立、個人番号制度対応システム改修業務、空家調査・アンケート調査業務の増などによる。

歳出全体に占める支出割合は、16.1%（前年度15.8%）となっている。

3 款民生費

支出済額 9 億8,767万6,917円となり、執行率92.7%になった。支出済額は、前年度より約5,353万円（5.1%）減少した。

この主な要因は、すこやか子育て医療費助成、介護保険特別会計繰出金の減などによる。

歳出全体に占める支出割合は、20.0%（前年度23.8%）となっている。

4 款衛生費

支出済額 4 億3,489万7,202円となり、執行率98.7%になった。支出済額は、前年度より約 1 億88万円（30.2%）増加した。

この主な要因は、黒川行政事務組合負担金（ゴミ焼却施設）の増などである。

5 款農林水産業費

支出済額 2 億4,448万3,973円となり、執行率98.3%になった。支出済額は、前年度より約4,636万円（23.4%）増加している。

この主な要因は、多面的機能活動組織交付金、農地中間管理機構集積協力金、道の駅駐車場修繕工事等によるものである。

6 款商工費につきましては、記載のとおりでございます。

7 款土木費

支出済額 8 億4,713万6,671円となり、執行率75.1%になった。支出済額は、前年度より約 1 億9,515万円（29.9%）増加した。

この主な要因は、橋梁改良事業、町営住宅建設事業、宅地分譲事業特別会計繰出金の増などである。翌年度への繰越額は、町道新設改良事業、公営住宅整備事業などである。

歳出全体に占める支出割合は、17.1%（前年度14.9%）となっている。

8 款消防費、これは記載のとおりでございます。

9 款教育費

支出済額 6 億3,136万4,242円となり、執行率97.8%になった。支出済額は、前年度より約 1 億687万円（20.4%）増加した。

この主な要因は、小学校施設管理の防球ネット等設置事業、大松沢社会教育センター（新築工事・外トイレ新築）事業、社会教育施設一部解体工事によるものである。

10 款災害復旧費

支出済額 2 億2,839万1,149円となり、執行率56.4%になった。支出済額は、前年度より約3,549万円（18.4%）増加した。

この主な要因は、公共土木施設、農業施設などの災害復旧費の増による。

11 款公債費につきましては、記載のとおりでございます。

12 款予備費

決算では、304万2,000円をほかの款の事業経費に充用しておりますので、予備費からの充用は極力避けるように。

平成27年度一般会計予備費充用調書につきましては、表16のとおりでございます。

それでは、特別会計に行きます。

3. 国民健康保険特別会計

歳入歳出決算を見ると、

歳入10億8,545万912円（前年度比較5.2%増）
歳出10億4,258万6,202円（前年度比較9.4%増）
差引残額4,286万4,710円が実質収支額となる。

このうち2,200万円を国民健康保険財政調整基金に繰り入れした。

（1）歳入、（2）歳出につきましては、記載のとおりでございます。
それから、保険負担額と療養給付一覧につきましては表17、国民健康保険特別会計の決算状況につきましては表18、国民健康保険税の最近5カ年の決算状況は表19、国民健康保険税の滞納状況につきましては表20のとおりでございます。

4. 介護保険特別会計

歳入歳出決算を見ると、

歳入9億7,585万1,656円（前年度比較3.6%減）
歳出9億4,815万4,479円（前年度比較3.8%減）
差引額2,769万7,177円が実質収支額となる。

このうち1,400万円を介護給付準備基金に繰り入れした。

（1）歳入、（2）歳出については、記載のとおりでございます。
介護保険特別会計の決算状況は表21、介護保険居宅・施設サービス等利用状況につきましては表22のとおりでございます。

5. 後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算を見ると、

歳入6,968万7,493円（前年度比較3.7%減）
歳出6,912万7,715円（前年度比較3.4%減）
差引額55万9,778円が実質収支額となる。

（1）歳入、（2）歳出は、記載のとおりでございます。
後期高齢者医療特別会計の決算状況は、表23のとおりでございます。

6. 下水道事業特別会計

歳入歳出決算を見ると、

歳入2億2,966万5,893円（前年度比較3.6%増）
歳出2億2,248万5,506円（前年度比較3.8%増）
差引額718万387円が実質収支額となる。

（1）歳入、（2）歳出は、記載のとおりでございます。
下水道事業特別会計の決算状況は、表24のとおりでございます。

7. 農業集落排水事業特別会計

歳入歳出決算を見ると、

歳入4,783万4,764円（前年度比較3.9%減）

歳出4,578万5,145円（前年度比較3.7%減）

差引額204万9,619円が実質収支額となる。

（1）歳入、（2）歳出は、記載のとおりでございます。

農業集落排水事業特別会計の決算状況は、表25のとおりでございます。

8. 戸別合併処理浄化槽特別会計

歳入歳出決算を見ると、

歳入5,239万6,256円（前年度比較6.2%減）

歳出5,164万9,353円（前年度比較4.9%減）

差引額74万6,903円が実質収支額となる。

（1）歳入、（2）歳出は、記載のとおりでございます。

戸別合併処理浄化槽特別会計の決算状況は、表26のとおりでございます。

9. 宅地分譲事業特別会計

平成27年度宅地分譲事業特別会計決算は、歳入7,842万円、歳出は0円で、差引額7,842万円となった。この差引額を翌年度に繰り越すわけでございます。

10. 財産に関する調書

公有土地は591万2,022.87平方メートルで、前年度より7,354.08平方メートルの増となった。定住促進として住宅用地の条件付寄付採納によるものである。

また、建物（延面積）は、5万3,970.84平方メートルで、244.84平方メートルの減となった。旧味明小学校の払い下げなどによるものである。

平成27年度における土地及び建物の増減は、表27のとおりであります。

11. 各基金の運用状況

基金総額は、前年度と比べて約5,556万円（0.2%）多い28億2,910万9,000円となった。

基金の運用状況につきましては、表28のとおりでございます。基金額の推移につきましては、表29のとおりでございます。

第3項 水道事業会計

1. 事業の運営について

事業量の推移につきましては、表30のとおりでございます。また、供給単価及び給水原価構成表につきましては、表31のとおりでございます。

2. 経営成績について

平成27年度における経営成績は、表32のとおり、総収益2億1,965万

8,665円、総費用1億9,576万7,988円であり、差し引き2,389万677円の純利益となった。

比較損益計算書は、表32のとおりでございます。

費用構成を性質別に分析すると、表33のとおりでございます。

3. 財政状態について

(1) 資本的収支については、表34資本的収支計算書のとおりでございます。

(2) 資産及び負債・資本について

当年度末の資産及び負債・資本の状況は、表35比較貸借対照表のとおりである。

総資産額19億849万3,327円となり、前年度と比較して約1,771万円(0.9%)増加した。負債総額は12億2,068万871円となり、前年度と比較して約2,190万円(1.8%)増加した。資本総額は6億8,781万2,456円であり、前年度と比較して約418万円(0.6%)減少した。

比較貸借対照表は、表35のとおりでございます。

議長(石川良彦君) 決算審査結果の報告の途中ですが、本日の会議時間は、議事日程の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

そこで、ここで10分間休憩とさせていただきます。

午後 4時45分 休憩

午後 4時53分 開議

議長(石川良彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査結果の報告を続けていただきます。

代表監査委員(石川和男君) それでは、第3章 意見。

平成27年度決算に於ける審査の対象として、大郷町一般会計歳入歳出決算書、7特別会計決算書、水道事業会計決算書、収支証拠書類、財産運用状況の関係諸書類・帳票及び関係書類の提出を求め、決算の計数は正確であるか、予算の執行が適正かつ効率的に行われたか審査を行った。

また、決算審査時に於ける問題点等の提起に対する事務取組みの状況確認を行った。

さらに、橋梁改良工事及び町営住宅建設工事の確認のため、現地にて実地調査を行った。

一般会計では歳入総額53億625万円から歳出総額49億4,486万円を差し引いた3億6,139万円が収支差引額となった。

そのうち、翌年度への繰越財源は繰越明許費が1億5,271万円の実質収支額は2億868万円となり、1億4,000万円を基金に、残り6,860万円は次年度繰越となった。

歳入の主なものは、町税は10億7,920万円の前年対比148万円0.1%の減である。

地方消費税交付金は、消費税増税により前年対比6,396万円62.3%の増、自動車取得税交付金は、消費税増税の影響も落ち着き前年対比308万円34.4%の増、地方交付税は震災復興特別交付税増により、前年対比5,410万円3.2%増の17億3,320万円となり、国庫支出金では、公共土木施設災害復旧費負担金で3,308万円減したが、社会資本整備総合交付金で7,532万円、臨時社会給付金給付事業費補助金2,523万円の増のほか、東日本大震災復興交付金475万円、地域住民生活等緊急支援交付金4,039万円等により、前年対比1億2,386万円24.5%の増、県支出金においては農地中間管理機構集積協力金3,356万円、多面的機能支払交付金3,580万円等により、前年対比4,721万円19.9%の増、財産収入は財産売払収入4,495万円増で、前年対比4,576万円135.5%の増、寄附金はふるさと応援寄附、教育費寄附の増により、前年対比382万円300.6%の増、繰入金は財政調整基金1億円、公共施設整備基金1億2,189万円増により前年対比2億5,320万円189.3%の増、繰越金は明許繰越・事故繰越の減により前年対比4,454万円18.9%の減、町債は公共事業等債が2,940万円増で、前年対比4,089万円13.9%増等で、歳入総額で前年対比5億9,307万円12.6%の増加となった。

なお、町税の収入未済額として本年度は5,855万円、前年対比155万円減少、不納欠損処理においても107万円、前年対比237万円減少したが、未収残高が相当額計上しているため、引き続き滞納者の現況を良く確認し適切な処理を望む。

歳出面では、総務費で未来づくり基金積立6,926万円増のほか、個人番号制度対応システム改修事業2,613万円、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務886万円、空家調査アンケート調査業務475万円等により、前年対比1億670万円15.4%増、衛生費で黒川行政負担金ゴミ焼却処理分1億665万円増により、前年対比1億88万円30.2%増、農林水産費で多面的機能活動組織交付金4,740万円、農地中間管理機構集積協力金3,356万円、道の駅駐車場修繕工事567万円等により、前年対比4,636万

円23.4%の増、商工費でプレミアム商品券発行事業補助金1,779万円により、前年対比2,315万円106.1%増、土木費は町道改良費で3,764万円減少したが、橋梁改良費9,955万円、町営住宅建設費3,598万円、宅地分譲特別会計繰出7,842万円等の増加により、前年対比1億9,515万円29.9%増、教育費で大松沢社会教育センター建設事業費8,927万円により、前年対比1億687万円20.4%増、災害復旧費で公共土木施設災害復旧事業2,196万円、農業施設災害復旧事業2,814万円増で、前年対比3,549万円18.4%それぞれ増加し、民生費において、介護保険特別会計繰出3,094万円減により、前年対比5,353万円5.1%減少したが、歳出総額で前年対比5億7,325万円13.1%増となった。

特別会計では、国民健康保険の歳入総額10億8,545万円で前年対比5,379万円5.2%の増、保険税は1億9,451万円で前年対比4,939万円20.3%の減、給付費は6億3,382万円で前年対比59万円0.1%の減となった。

なお、収入未済額が5,570万円で前年対比618万円減少したが、不納欠損処理は245万円で前年対比81万円増加した。

今後も引続き滞納整理対策に努力されたい。

国保会計では歳入総額10億8,545万円から歳出総額10億4,259万円を差し引いた4,286万円が実質収支額で、2,200万円を基金に、残り2,086万円が次年度繰越となった。

介護保険特別会計の歳入総額は9億7,585万円で前年対比3,614万円3.6%減で、保険料収入が1億9,744万円に対し、保険給付費は8億9,312万円である。

本町の高齢化に伴う給付の増加は必至であり、地域支援事業等の更なる充実を図り、健康寿命の伸長増進で給付費の抑制に努力されたい。

介護保険特別会計では歳入総額9億7,585万円から歳出総額9億4,815万円を差し引いた2,770万円が実質収支額で、1,400万円を基金に、残り1,370万円が次年度繰越となった。

後期高齢者医療特別会計においても、保険料収入が3,962万円で一般会計から2,924万円繰入し、後期高齢者医療広域連合納付金として、6,828万円支出しており、介護保険と同様な対応が必要である。

実質収支額56万円は次年度繰越となった。

下水道事業・農業集落排水事業・戸別合併処理浄化槽事業の3特別会計における受益者負担金及び使用料に滞納繰越としての収入未済額が前年度より微減しているが、一般会計からの繰入金の前年度とほぼ同額計

上されている。収入未済額の解消と、水洗化加入促進に取り組んでいただきたい。

宅地分譲事業特別会計は、開発申請等に時間を要し全額繰越となったが、定住促進を進めるために早期完成に取り組んでいただきたい。

水道事業は、総収益 2 億1,966 万円で前年対比118万円0.5%減、総費用 1 億9,577 万円5.6%減となり、2,389 万円の単年度黒字計上となった。

石綿セメント管更新事業として、2,286 万円の事業費で556メーター施工したが、未施工分として1万4,840メーター残っている。町単独事業での更新事業であるので、収益の確保、経費の節減、未収金の解消等により、更新事業の早期完了に努力されたい。

決算総体では、国・県支出金が前年より 1 億7,107 万円増加し、基金繰入金も 2 億5,320 万円増加した。また、地方消費税交付金、地方交付税の増により実質収支額を 2 億868 万円計上した。

しかし、28年度は基金繰入金による財政運営となることから、新たな補助金の確保や、自主財源の確保に努力されたい。

主要財政指標では、財政の弾力性を見る経常収支比率は93.0%、実質公債費比率は9.7%、財政力指数は0.42%で総体的にほぼ例年どおりの数値となったが、今後、扶助費等の増加に伴い財政力が懸念される。

監査意見の遂行状況については、町道の未登記物件の整理が昨年に引続き行われ、14筆登記され、全体で51筆の登記が完了し進捗率42.5%となった。今後は未相続土地もあり困難を伴い時間を要すると思われるが引続き努力をされたい。

備品の管理については以前にも指摘したが、台帳に小額な物品、購入月日及び単価が不明な物品、大郷歯科診療所時代の医療機器等も記載されているので、廃棄・売払い等行い整理すべきである。

事務の執行は、文書取扱規程・財務規則等に基づき行うのが基本であるが、規則等に沿わない事務処理が散見された。

今後の事務執行に当たっては規程・規則を遵守し適正な事務処理を行うこと。

私債権滞納で町営住宅使用料は前年より減少したが、奨学資金貸付金、水道使用料金は増加傾向にある。

回収困難な収入未済額が発生しており、近隣市町村では私債権滞納整理を進めるため私債権管理条例を制定している。

本町においても、条例を制定するよう早急に検討すべきである。

以上で報告を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で決算審査結果の報告を終わります。

これより議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑については、各会計の決算全体にわたるものを中心に置いていただき、会議規則第50条第3項並びに第51条の規定により行ってください。

なお、個別事項については、後ほど設置される決算審査特別委員会で質問されるようお願いいたします。

まず、認定第1号について総括質疑を行います。ございませんか。12番 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ただいま監査委員さんから丁寧に説明があり、また意見が出されました。この意見については既に執行部も目を通しているものと考えますが、特に一般会計についてのこの意見に対して、町長はどのように考え、捉え、29年度の事業に取り組む考えなのか、改めて総体的に考えてお聞きしておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） 答弁願ひします。町長。

町長（赤間正幸君） 27年度のこの決算の意見書を拝見いたしました。そうした中で、ハード事業等々を積極的に取り入れたということで、今回の意見書だなどと思ったところであります。いずれにいたしましても、今後、定住化なり、あるいはまた戸建て支援等々進める上で、当然財政的にも国の補助等々を利用しながら積極果敢に今後も進めてまいりたいと思っているところであります。さらには、町税の中で減額、減少しておりますので、そうした中でも、それら等についても、法人税で積極的に企業誘致しながら法人税を伸ばしてまいりたいと思っているところであります。

さらに、今回この件におかれまして、この私債権ということが出てまいりました。今回の議会等におかれましても奨学資金等々のさまざまな部分も出てまいりましたけれども、それら等についても条例を制定し、しっかりと滞納整理に努めてまいりたいと思っております。そうした中で29年度にさまざまな反映をしてまいりたいと思っているところであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私、特に今回の意見の中で、あるいはいろいろな担当者の説明の中で感じたのは、町税の収入未済額について、27年度については若干対前年比で減少しているという表現の中でも未収残高が相当額計上していると、こういう説明がありますが、この中には、こういう長引く不況の中で、上のほうは景気がいいようですが、なかなか下々の町民にはその潤いが来ない中でどうしても町税の滞納にもつながるやにも私

なりに考えるわけですが、その辺については、町としてどのような調査を今後、ここでは「現況を良く確認し適切な処理を望む」という表現をされておりますが、こういう視点からして、町民の実態をつかむことがこの解消策の一環になるのかなと思っておりますが、そういう点で、この「良く確認し適切な処理」について、どのように考えておられるのか改めて答弁を求めたいと思います。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 税金は義務と権利がございます。そうした中で適切ということではありますが、それぞれの収入あるいはさまざまな税に対して適切に配布をして、期日内に納税できるような指導徹底をしてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。大友三男議員。

2番（大友三男君） この報告書の中で、55ページにあるように「28年度は基金繰入金による財政運営となることから、新たな補助金の確保や、自主財源の確保に努力されたい」という意見書がついているんですけども、私も以前からこれちょっとずうっと気になっていたことがあって、基金というのは、一般家庭で言えば定期預金になるのか普通預金になるのかは別として、やはり預金、何かのためのというか万が一のための預金と同じような性格もあるかとは思うんですけども、ここに示されたように、その預金といいますか基金を当てにした財政運営というのは、やはり先行きが行き詰まってしまうのではないかと。さらに、ここの「自主財源の確保ということで努力されたい」ということも中にありますので、やはりその点はしっかりと今後財政運営をしていただきたいと思うので、これからの町長がその件に関して、先ほども千葉議員のほうからも質問が、同じような趣旨かとは思うんですけども、ありましたけれども、その件に関してもう一度お伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） しっかりと事業を見定めまして、そうした中で、それぞれ国の補助等をいただきながら、そして将来的に無駄のない支出をしておりますので、いずれにしても今後さらに税収を望めるような対応をとりながら、そして無駄のない事業を執行してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第1号の総括質疑を終わります。

次に、認定第2号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第2号の総括質疑を終わります。

次に、認定第3号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第3号の総括質疑を終わります。

次に、認定第4号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第4号の総括質疑を終わります。

次に、認定第5号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第5号の総括質疑を終わります。

次に、認定第6号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第6号の総括質疑を終わります。

次に、認定第7号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第7号の総括質疑を終わります。

次に、認定第8号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第8号の総括質疑を終わります。

次に、認定第9号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第9号の総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までについて、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第9号までを、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いします。

特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選願います。議員控室にお集まりください。

暫時休憩いたします。

午後 5時17分 休憩

午後 5時21分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に石川壽和議員、副委員長に赤間茂幸議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。委員会審査のため、9月9日から9月20日までの期間、本会議を休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、9月9日から9月20日までの期間、本会議を休会とすることに決定いたしました。

来る9月21日午後1時30分から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

日程第31 報告第4号 健全化判断比率について

日程第32 報告第5号 資金不足比率について

議長（石川良彦君） 日程第31、報告第4号 健全化判断比率について、及び日程第32、報告第5号 資金不足比率についてを一括議題といたします。

提出者から報告第4号及び報告第5号について報告を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、健全化比率等につきまして御報告をさせていただきます。

議案書の1ページをまずお開きいただきたいと思います。

報告第4号 健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成27年度の健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤間正幸

本件につきましては、平成27年度の各種会計の歳入歳出決算に基づきまして、所定の方法により計算した数値となっております、別紙監査

委員の意見を付して報告申し上げるものでございます。

では、内容について御説明いたします。

まず、一番左側から御説明いたしますけれども、まず、実質赤字比率でございます。これは、一般財源に生じている実質赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものでございます。本町は、実質収支が黒字でございますので、赤字ではございませんので数値のほうは出てまいりません。この比率に関する早期健全化基準は15%となっております。

次、隣です。連結実質赤字比率です。これは、下水道事業特別会計などを含む全会計を対象とした実質赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものとなっております。本町は実質赤字ではございませんので、こちらも数値のほうは出てまいりません。この比率に対する早期健全化基準は20%というふうになってございます。

続きまして、実質公債費比率ですが、これは地方公共団体の地方債元利償還金の大きさを標準財政規模に対する過去3年間の平均値とした割合で示したものでございます。数値は9.7%でございます。こちらの早期健全化基準25%でございますので、基準内の数値となっております。なお、この比率に対する前年度数値9.9%でございますので、0.2%改善をしておるわけでございますが、これは、標準財政規模を構成する平成27年度の標準税収入額がふえたこと及び地方債充当財源の増によるものでございます。

次に、将来負担比率です。こちらは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示したものでございまして、今回は9.1%でございます。この比率に関する早期健全化基準350%でございますので、これも基準内となっております。なお、前年度の数値としましては10.7%でございますので、1.6%の改善を見ております。これは、一般会計の地方債の現在高が43億3,500万円から42億7,700万円に減少したことが主な要因と捉えております。

続きまして、2ページのほうをごらんいただきます。

報告第5号 資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成27年度の公営企業資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

平成28年9月5日 提出

大郷町長 赤間正幸

それでは、内容について御説明を申し上げます。

資金不足比率につきましては、水道事業、下水道事業などの公営企業の資金不足を料金収入等の規模と比較して指標化したものでございまして、経営状態の悪化の度合いを示すものとなっております。

対象となる会計は、ごらんのように、公営企業法に基づく水道事業会計と、同法が準用されている下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽の各特別会計、及び宅地分譲事業特別会計が対象となっておりますのでございます。

いずれの会計におきましても、資金不足には至っておりませんので、数値としてはこちらは出てまいらないものでございます。

以上、報告第4号並びに第5号について御報告を申し上げます。こちらの内容につきましては、監査委員の審査を受け、審査意見書の提出を受けているものでございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で報告第4号及び報告第5号の報告を終わります。

ここで、監査委員より財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果の報告を求めます。代表監査委員石川和男監査委員。

代表監査委員（石川和男君） それでは、平成27年度財政健全化判断比率の審査意見を述べさせていただきます。

大郷監第16号
平成28年8月29日

大郷町長 赤間正幸 殿

大郷町監査委員 石川和男
大郷町監査委員 赤間 滋

平成27年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、次のとおり意見を提出する。

1 ページをお開きください。

1. 審査の期間

平成28年8月4日（月）1日間

2. 審査の方法

法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、また算定を行う場合において公正な判断が行われているかに主眼を置き、所管課からの説明を求めて、審査を実施した。

3. 健全化判断比率の状況

以下の表のとおりでございます。

①実質赤字比率の状況、②連結実質赤字比率の状況、③実質公債費比率の状況、それから④将来負担比率の状況につきましては、先ほど企画財政課長が述べたとおりでございます。省略させていただきます。

それから、4. 資金不足比率の状況につきましても、先ほど詳しく企画財政課長から説明があったので、省略させていただきます。

5. 審査の結果及び意見

財政健全化判断比率である実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額が2億868万円となり、赤字でないことから該当しない。

実質公債比率（3ヶ年平均）は9.7%と前年より0.2良化したが、単年度の実質公債比率は、10.1%と上昇傾向である。元利償還額は今後逡減が見込まれるが、交付税の事業費補正算入額も減少するため注意が必要である。

将来負担比率は、地方債現在高の減少等により、前年対比1.6%減の9.1%となったが、現在実施している町道改良、住宅建設事業及び黒川行政事務組合負担金（ごみ焼却施設）等により地方債残高は増加する見込みもあり数値の悪化が懸念される。この数値が高くなると将来的に財政を圧迫する。

数値立上げに係る個々の要素については、常に注視し検証され、経営健全化に向け、職員一丸となった取り組みを望む。

以上、報告を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告でありますので、報告のみとなります。

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

長時間御苦勞さまでございました。

午 後 5 時 3 2 分 散 会